

# NHKの新生と デジタル時代の公共性の追求

平成18年度～20年度 NHK経営計画

---

平成18年1月  
日本放送協会

## 目 次

NHK 経営計画の公表にあたって	1
1. メディアの変革期 NHKがめざすもの	2
2. 平成18年度～20年度の収支見通し	
2-1 受信料収入の目標	5
2-2 事業支出の見通し	6
2-3 放送設備整備計画の見直し	7
3. 平成18年度～20年度の事業運営方針と主な事業展開	
3-1 信頼されるNHKをめざして	8
3-2 “NHKだからできる” 放送に全力	14
3-3 デジタル技術を活用した新しいサービスの開始	19
3-4 組織や業務の大幅な改革とスリム化の推進	23
3-5 受信料を公平に負担していただくための施策	26
4. デジタル時代のNHKのあり方を追求	
4-1 保有メディアのあり方などを検討	29
4-2 NHKの財源のあり方の検討	33
資料編	37

## NHK経営計画の公表にあたって

---

デジタル技術の急速な進歩・発展によって、情報ネットワークの高度化が地球規模で進行しています。情報を伝える手段やビジネスも多様化し、放送を取り巻く環境は、急激に変化しています。

私は、放送・通信の大変革期を迎えて、NHKの今後の取り組みを視聴者のみなさまに、はっきりとした形でお示しする必要があると考えました。

今回まとめた「NHKの新生とデジタル時代の公共性の追求」は、平成18年度から20年度までの3か年の経営計画です。

私たちNHKで働く者には、国民共有の財産である電波をお預かりし、受信料を使って、視聴者のみなさまに奉仕していく務めがあります。

NHKは、放送80年の歴史を通じて、視聴者のみなさまの日々の暮らしに必要な情報や豊かな文化を共有していただくことで、視聴者のみなさまがお互いの多様な価値観を認め合う「社会的な連帯」を育めるよう努めてまいりました。

2011年以降の“完全デジタル時代”に向けて、伝送路など放送をめぐる物理的な環境が大きく変化すればするほど、「安全で安心していただける情報や番組を格差なくお届けしていく」という公共放送の「原点」としての役割は、ますます重要になると思います。

NHKは、視聴者のみなさまの意向を十分に踏まえながら、新しい時代にふさわしい公共放送の役割を、ともに追い求めていきたいと考えています。

平成18年1月 日本放送協会

会長 橋本元一

# 1. メディアの変革期 NHKがめざすもの

## はじめに

不祥事に端を発する受信料支払い拒否の増加や対価意識の高まり、放送をとりまくメディア環境の変化などから、NHKのあり方が広く問われています。

去年9月、NHKは、「すべては視聴者のみなさまのために」という公共放送の原点に立ち返り、新たに出発するため、「NHK新生プラン」を公表しました。今回は、公表以降の状況変化なども踏まえ、この3か年の経営方針と具体的な事業計画を、「NHK経営計画」として明らかにするものです。

NHKは、平成18年度からの3年間、大幅な減収となった受信料収入の回復に全力をあげ、公共放送の役割をしっかりと果たします。そして、放送をめぐる環境の大きな変化の中で自ら積極的に改革を進める決意です。

## 公共放送の役割

NHKはこれまで、税金でもなく、広告収入でもなく、受信料で支えられた公共放送として、あまねく全国で放送が受信できるよう最大限の努力を傾注してきました。そして、放送の自主自律を貫き、社会の健全な発展と人々の生活や文化の向上に放送を通じて寄与するという役割を、放送法\*に則り追求してきました。

緊急報道により災害や事件事故時に不可欠な情報を迅速・的確に届けること、また、教育、教養、報道、娯楽の分野で調和のとれた良質な番組を放送することは、公共放送の大切な役割です。地域文化の向上に貢献する地域放送や、日本の情報を世界に発信する国際放送、また放送や放送技術の発展に資する調査・研究は、公共放送ならではの役割です。

NHKは、特定の利益や視聴率に左右されない多様で良質な番組を放送することにより、人々の絆を深め安心と安全の確保に寄与し、公共放送の変わらない役割をしっかりと果たします。

## NHKがめざすもの

放送をめぐる環境が、いま大きく変化しています。放送と同じような品質の動画をインターネットで見ることができるようなど、放送と通信のサービスの区別がつきにくい、新しい情報空間が広がりつつあります。

平成23年（2011年）、国の方針により地上と衛星のアナログ放送が終了し、テレビ放送はすべてデジタル化します。放送と通信の“融合”は、放送の完全デジタル化によってさらに加速し、放送と通信のこれまでの枠組みは大きく変化することが予測されます。

高速・大容量化が進むインターネットを活用したさまざまなサービスは、人々の生活を便利にする新しい可能性を広げています。しかし一方、インターネットの膨大な映像や情報の中で自分の好みに合う世界に閉じこもる傾向や、無責任な情報の流布、情報格差の拡大などが懸念されています。

こうした時代だからこそ、NHKは、自律的な編集判断に基づく責任ある情報や多様性のある番組を、いつでも、どこでも、誰にでも分け隔てなく放送し、ともすれば希薄になりがちな人と人との連帯感を高めるなど、放送の公共的な役割を発揮します。

そのため、受信料収入の回復を図り、財政の安定を目指すとともに、信頼される公共放送に向けて経営の改革を進め、“NHKだからできる”放送に全力を注ぎます。

### デジタル時代のNHKのあり方を追求

メディアの変革期、NHKは、人々のくらしが安全、便利でより豊かなものになることをめざして、放送をはじめ通信にも広がる情報空間に、良質で豊富なニュースや番組をさまざまな形で提供したいと考えています。

公共放送として長年にわたって培ったジャーナリズム精神や高い番組制作力、技術開発力を生かして、放送が通信と連携する新しいサービスの実現に向けて積極的かつ柔軟に取り組みます。

メディアの多様化や人々の意識の変化など、受信料制度をとりまく環境が変化しています。こうした状況を踏まえ、放送波の保有など受信料で行うNHKの事業範囲や財源のあり方、コーポレート・ガバナンス（企業統治）のあり方などについて総合的に検討し、視聴者のみなさまにとって役に立ち、価値があるデジタル時代のNHKのあり方を追求します。

---

\* 放送法は、表現の自由の確保や民主主義社会への寄与などの原則に従い、放送の健全な発展を図ることを目的として制定。

- 放送事業者に対しては、放送番組編集の自由を保障するとともに、政治的公平性、報道の真実性などや、災害放送の実施などを求めている（第1条、第3条ほか）。
- NHKは、放送法に基づき、公共の福祉のために、あまねく全国で受信できる豊かで良い放送番組の放送、調査研究、国際放送などを目的として設立（第7条、第8条）。
- NHKには、一般の放送事業者よりも高い責務として、公衆の要望の満足と文化水準向上への寄与、地方向け放送の実施、文化の保存と育成などへの貢献のほか、国際放送の実施に際しての国際親善の増進などが求められている（第44条）。

以上を踏まえ、NHKは、平成18年度から20年度の経営の基本方針として、次の4項目を掲げます。

■ **公共放送の役割をしっかりと果たすため、受信料収入の回復を図り、財政の安定を目指します。**

受信料収入は平成18年度5,940億円、以後毎年100億円ずつの回復を目標とするとともに、あらゆる経費の徹底的見直しを行い、財政の安定を目指します。

■ **信頼される公共放送のため経営の改革を進めます。**

経営委員会の機能強化や会長以下の執行部の改革など、信頼される公共放送の構築に向けたコーポレート・ガバナンス（企業統治）の改革に取り組みます。法令を遵守し、社会規範にもとることのない公正な事業運営を行います。

■ **“NHKだからできる” 放送に全力を注ぎます。**

信頼されるニュースや多彩で質の高い番組に経営資源を重点配分し、視聴者のみなさまの要望に的確に応える放送を行います。

■ **デジタル時代にふさわしいNHKのあり方を追求します。**

NHKの公共的な役割をデジタル時代にも発揮するため、放送と通信のこれまでの枠組みを越えたサービスなど新たな可能性に挑戦します。

本経営計画の内容は、その進捗状況や社会状況などに応じて見直します。

## 2. 平成18年度～20年度の収支見通し

平成18年度からの3か年の事業運営にあたっては、大幅減収という厳しい財政状況の中でも、公共放送として必要な事業を着実に実行します。

NHKの事業収入の96%（平成18年度予算）を占める受信料収入の回復に全力で取り組み、財政の安定を図るとともに、放送サービスの充実とデジタル化への投資に資源を重点的に配分します。

### 2-1 受信料収入の目標

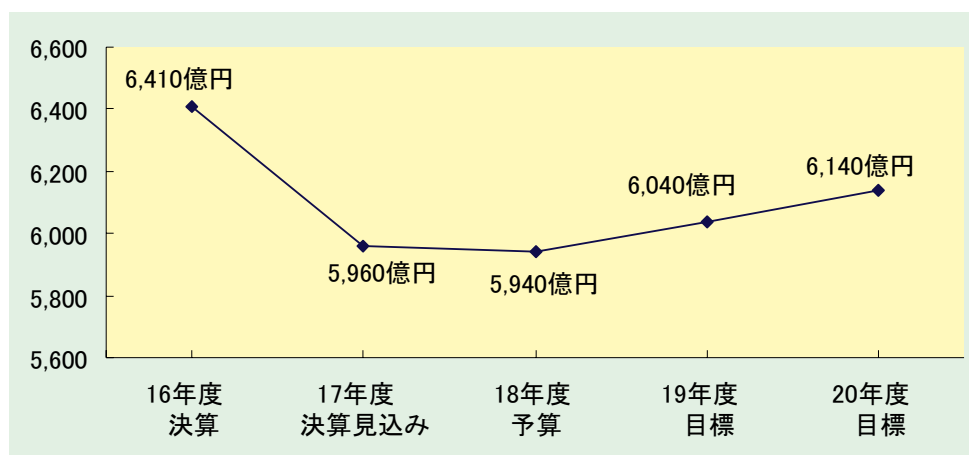
平成18年度予算では受信料収入を、5,940億円と見込んでいます。

平成17年度の受信料収入は5,960億円となる見込みですが、平成18年度は、平成17年度に口座払いから訪問集金に変更された方への受信料収納活動が遅れていることなどの影響で、さらに80億円の減収が見込まれます。その一方で、公平負担のための施策をいっそう強化し、60億円の増収を図ることにより、差し引き20億円の減収にとどめます。

平成17年度後半からは、信頼の回復に力を注いだ結果として受信料の支払いを再開していただく方が増えています。

今後も、新生NHKに向けた改革に全力を挙げるとともに、受信料を公平に負担していただくための施策に徹底的に取り組むことなどにより、契約総数、衛星契約数、未収の解決件数をそれぞれ伸ばし、現行の受信料額を維持しながら、平成19年度、20年度は、およそ100億円ずつの回復を目標とします。

#### 受信料収入の目標



#### 契約件数（有料）などの目標

	17年度 決算見込み	18年度 予算	19年度 目標	20年度 目標
契約総数(年度末件数)	3627万件	3637万件	3657万件	3679万件
契約総数の増加(対前年度比)	▲35万件	10万件	20万件	22万件
衛星契約(年度末件数)	1247万件	1282万件	1322万件	1366万件
衛星契約数の増加(対前年度比)	18万件	35万件	40万件	44万件
未収増減件数	99万件	▲30万件	▲32万件	▲35万件

## 2-2 事業支出の見直し

### (1) 放送サービスへの重点配分

平成18年度以降、受信料収入の回復分は、放送のいっそうの充実に重点的に充てるほか、新たな放送文化の創造に向けた技術研究・開発などにも配分します。

それによって、NHKの内外のネットワークを駆使して今をいきいきと伝える新たなニュース番組や、日本・世界が直面する課題と向き合う大型企画、人々の心に響く大型ドラマ、次代を担う子どもたちに向けた教育番組、地域の情報をきめ細かく伝える地域放送など、放送サービスの充実に力を注ぎます。

### (2) 事業支出の抑制

一方、事業運営に係る支出を抑制するために、あらゆる業務を徹底的に見直し経費の削減を図ります。職員数の削減、給与のカットなどによる人件費の圧縮、放送設備補修費・共通管理費の削減などを中心とするほか、放送部門においても効果的・効率的な番組制作や編成により、平成18年度は総額406億円の経費削減を行います。

(支出抑制の主な項目)

- 平成18年度からの3か年で全職員の10%、1200人を削減。これにより、およそ110億円削減。
- 平成17年度に役員報酬を15%カット、管理職給与は5~15%、一般職給与は2~4%のカットを実施。報酬、給与のカットは、平成18年度も平成17年度と同じ規模で実施。
- 放送の確保に必要不可欠な設備補修を実施、その他の設備補修の延期などによる設備維持経費の削減。
- 事務管理経費やシステムの運用経費など、管理経費の削減。
- 地上と衛星の波を越えたマルチ展開や、視聴者からの要望に応えるアンコール放送の活用による経費の削減の推進。
- スポーツ放送権料の抑制に向けた見直し。
- 教育テレビ、衛星ハイビジョンの24時間終夜放送の見直しによる経費の削減。

### 事業収支の見直し

(単位 億円)

	17年度 決算見込み	18年度 予算	19年度 見通し	20年度 見通し
事業収入	6,289	6,217	6,310	6,330
うち受信料収入	5,960	5,940	6,040	6,140
事業支出	6,289	6,217	6,310	6,330
事業収支差金	0	0	0	0



## 2-3 放送設備整備計画の見直し

厳しい財政状況の中で経費の圧縮を図るため、設備整備計画を抜本的に見直します。

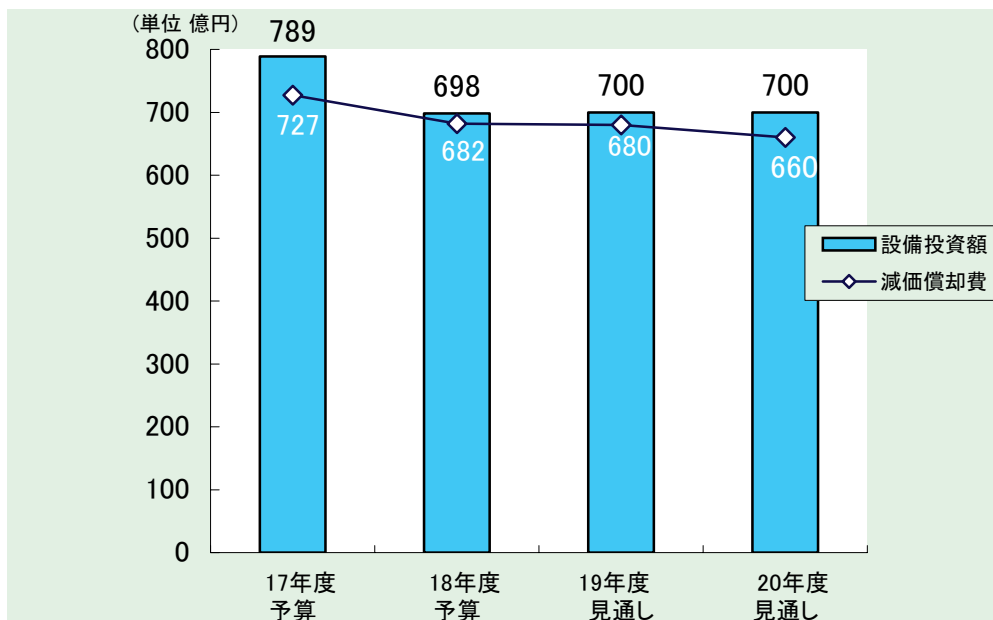
しかしその中で、地上デジタルテレビ放送の視聴可能地域の拡大に向けた設備の整備を最優先します。地上デジタルテレビ放送のための設備整備には総額およそ3,850億円（平成13年度～22年度）が必要です。平成18年度からの3か年は、およそ1,200億円の支出を見込んでいます。これにより平成20年度には、地上デジタルテレビ放送が、全国の約90%の世帯でご覧いただけるようになります。

デジタル化以外の整備は、極力これを抑制します。たとえば放送設備の更新を、安定性を見極めながら先延ばしします。また、老朽化による地域放送局の建て替えは、毎年2か所程度を予定していましたが、すでに工事や準備を進めている放送局以外は凍結します。

放送設備の建設、整備などの設備投資額は、平成16年度に計画していた額よりおよそ100億円ずつ圧縮し、各年度700億円程度とします。

これにより、平成18年度以降の減価償却費を抑制します。

### 設備投資と減価償却費の見通し



※ 平成19年度、20年度の事業収支、設備投資額は、年度ごとに作成する「予算・事業計画」で確定します。

## 3. 平成18年度～20年度の事業運営方針と主な事業展開

### 3-1 信頼されるNHKをめざして

#### (1) 放送の自主自律の堅持

- ◆ NHKは、何人からの圧力や働きかけにも左右されることのないジャーナリズムとして、いかなる場合でも放送の自主自律を貫きます。
- ◆ 職員をはじめNHKの放送に携わるすべての者にとって、取材や番組制作を行う上での判断の指針となる新たなガイドラインを作成し、平成18年3月に公表します。  
ガイドラインには、放送の自主自律を明記するとともに、NHKの「国内番組基準」「国際番組基準」をもとに、放送倫理や取材・制作上の基本的な姿勢などを具体的に盛り込みます。
- ◆ NHKの予算・事業計画の国会承認を得るにあっても、会長以下全役職員は、放送の自主自律の堅持が、信頼される公共放送の生命線であるとの認識に基づき業務にあたります。

#### 放送法第37条

NHKの毎年度の「収支予算、事業計画及び資金計画」は国会の承認を受けなければならないことを規定。

#### (2) コーポレート・ガバナンス（企業統治）の改革

国民共有の財産である電波を預かり、視聴者のみなさまに負担していただく受信料を基本財源に公共放送事業を担う事業体として、視聴者のみなさまの負託にしっかりと応えるために、コーポレート・ガバナンス（企業統治）を強化します。

#### < i >経営委員会の機能強化

経営委員会は、国会の同意を得て、内閣総理大臣が任命する経営委員で構成されています。

経営委員会は、会長以下の執行部を監督するとともに、視聴者のみなさまに対して説明責任を果たします。

経営委員会は、会長以下の執行部に対するガバナンスの強化と委員会自身の透明性の向上を柱に、機能を強化します。

### 経営委員会のガバナンスの強化

◆ 経営委員会に「評価・報酬部会」を設置し、執行部に対する目標管理・業績評価を導入し、評価結果をその処遇に反映します。

また、評価にあたっては、視聴者のみなさまの視点に立った評価を行う「NHK“約束”評価委員会」の評価システムを活用します。

◆ 経営委員会は、会長、理事のほか各部局等へのヒアリングを行うなどにより、執行部の事業運営に対する監督を強化します。

◆ 経営委員会は、必要に応じ、「指名委員会」を設置し、会長・監事の任命、副会長・理事の任命同意に関する検討、審議を行います。

◆ 経営委員会の業務を的確に行うため、監事との連携をさらに強化し、また専門性のあるスタッフを中心に事務局体制を強化します。

### 経営委員会の説明責任を果たす透明性の向上

◆ 視聴者のみなさまとの結びつきを強化するため、経営委員会の活動内容をより積極的に公表、説明します。

### 経営委員の処遇体系の改革

- 経営委員の退任慰労金の廃止。  
(平成17年12月実施)
- 経営委員の報酬は、平成17年度の削減(20%)に加えて平成18年度の報酬を前年度比10%削減。
- 経営委員の職務に応じた処遇体系の策定に向けた検討。

- 経営委員会議事録の詳細化(発言者名の記載を含む)、公開の迅速化。
- 経営委員会のホームページの充実。
- 経営委員長長の記者ブリーフィングの定例化。

## ＜ii＞執行部の改革

執行部は、経営委員会で議決する経営方針に則り、事業運営にあたります。

引き続き、コンプライアンス（法令遵守）に取り組み、適正かつ効率的な業務運営を徹底するとともに、透明性の高い事業運営を推進するため、執行体制の改革を行います。

- ◆ 視聴者のみなさまの視点に立った事業運営の推進と執行部の活性化を図るため、外部の人材を役員に起用することを検討します。
- ◆ 視聴者のみなさまの意向をより迅速に事業運営に反映させるため、「NHK“約束”評価委員会」の評価を積極的に活用するとともに、組織のフラット化を進め、現場第一線と執行部との距離を短縮します。
- ◆ 透明性の高い事業運営を行うため、情報の公開をより積極的に行います。
  - 経営情報の公開を進めるため、執行部の審議の場である理事会の議事録を充実し、ホームページに掲載します。
  - NHKは、放送の自由・表現の自由を確保しつつ、説明責任をしっかりと果たしていく観点から、受信料の用途などの情報を、より積極的に公開する取り組みを推進します。
- ◆ 内部統制に関する専門性をもつ弁護士、公認会計士で構成する「NHK業務点検・経理適正化委員会」から、内部統制に関する評価について定期的に報告を受けて、新たな措置を行うなど、コンプライアンスの推進に不断に取り組みます。

### NHKの情報公開

- 自ら定めた「NHK情報公開基準」に基づき、平成13年7月から自主的な情報公開を新たに開始。
- 平成16年度、視聴者のみなさまからの問い合わせ（電話、Eメール、手紙など）337万件に対し情報を提供。

※資料編

「インターネットなどによる主な公開文書」参照

### 「NHK業務点検・経理適正化委員会」

※資料編

「信頼されるNHKをめざした主な取り組み」参照

### (3) 「NHK “約束” 評価委員会」による評価を事業運営に反映

- ◆ NHKは、各年度の事業運営の目標として“約束”を公表し、その達成状況を、業務評価などに精通した外部の専門家が視聴者のみなさまの視点に立って評価し、それに基づいて事業運営を改善していくシステムを導入しました。

評価は、外部の専門家で構成する「NHK “約束” 評価委員会」が、全国規模の視聴者アンケート調査や可能な限り定量的な測定手法を用いて、透明性を確保しつつ、NHKから独立して公正かつ客観的に行います。

外部の第三者に評価を委ね、その評価を事業運営に反映するこの取り組みは、放送事業の分野では世界で初めてです。

“約束”と、“約束”評価委員会の評価報告書、それに対するNHKの見解・改善計画をすべて公表し、視聴者のみなさまの視点に立った事業運営を推進します。

#### 平成17年度 NHKの“約束”

- みなさまにお支払いいただく受信料にふさわしい、豊かで良い番組を充実します。
- みなさまに受信料制度の理解をいただき、公平負担の徹底を図ります。
- みなさまとの結びつきをいっそう強化し、みなさまの声を事業運営に反映します。
- 不正を根絶し、透明性と説明責任を重視する事業運営を進め、信頼回復を図ります。
- 経費の節減を図り、効果的で効率的な事業運営を行います。
- 進歩するデジタル技術の成果をみなさまに還元します。

#### 評価報告書

- 毎年6月頃に、前年度の評価報告書を公表。

#### NHK “約束” 評価委員会

※資料編

「信頼されるNHKをめざした主な取り組み」参照

### (4) コンプライアンス（法令遵守）の推進

#### 企業としての法令遵守の徹底

- ◆ 公共放送として、個人情報保護、公正取引の推進、適正な雇用管理など、法令を遵守し、誠実かつ公正な事業運営を行います。

- ◆ その一環として、企業の内部統制のための世界的な標準システム（COSOフレームワーク）の考え方を導入して、業務管理体制をいっそう強化します。

#### 職員倫理の徹底と不正再発防止策

- ◆ 会長を委員長とするコンプライアンス推進委員会のもとで、職員の倫理意識の向上を図る研修や啓発活動、内部通報制度の適切な運用などを図り、コンプライアンス活動を推進します。

#### COSOフレームワーク

- 国内外で最も有効性が高いとされる内部統制の仕組み。
- 業務の構造や進め方そのものに不正を生む危険性がないかという視点に基づきチェック。
- ミエンロン社不正経理発覚後、多くの企業が導入。
- 日本では、会社法の制定により、大会社に内部統制システムの構築を義務付け。（平成18年5月頃施行の見直し）

◆ NHKは、全役職員が自らを厳しく律し行動するための理念である「NHK倫理・行動憲章」を掲げました。会長が先頭にたって組織の隅々までにコンプライアンスの精神を徹底します。

◆ 平成16年7月に不正経理問題が明らかになった後、不正が起きた原因を内部調査し、同年9月に調査結果と適正化の取り組みを公表しました。さらに外部の専門家で構成する「NHK業務点検・経理適正化委員会」の助言を受けながら再発防止策を速やかに講じました。

不祥事を深く反省し、不正を起こさない、許さない、見逃さないという観点で、引き続き内部規律を徹底します。

◆ 子会社等（関連団体）においても、コンプライアンスの取り組みを徹底します。

#### 主な不正再発防止策

- 経理審査強化のための中央審査センターを設置
- 管理職の責任体制の強化
- コンプライアンス研修の強化
- 番組制作に関わる外部の専門家の人選や、報酬支払い手続きの厳格化
- 放送料支払いシステムの改善
- 的確な経理審査、監査法人と連携した監査の強化
- 金品に関わる職員の懲戒処分については原則すべて公表  
など

#### ※資料編

「信頼されるNHKをめざした主な取り組み」参照

#### 子会社等のコンプライアンス推進施策

- 業務総点検の実施
- 関連団体運営基準の改正
- 通報窓口の設置
- 監査法人による外部監査の実施  
など

## (5) CS（お客さま満足）向上活動を全職場で推進

◆ 視聴者のみなさまのご意見やご要望を、電話やEメール、手紙、FAXなどでお受けする体制を強化するとともに、全国で実施する「NHKふれあいミーティング」をさらに充実させます。

あらゆる機会を通じてさまざまな方法で視聴者のみなさまのご意見をお聞きする活動を今後も地道に継続し、みなさまからの信頼と支持をいっそう確かなものになりたいと考えています。

◆ いただいたご意見は、番組や経営に速やかに的確に反映させます。そのために、“視聴者第一主義”にたったCS（お客さま満足）向上活動に、NHKの全職場で取り組んでいます。

- 電話、Eメール、手紙などによる視聴者のみなさまからのご意見は、平成16年度、全国で約381万件。
- 平日夜間や土日の、お問い合わせ・ご意見に対応する体制（視聴者コールセンター）を平成18年度に強化。
- 平成17年2月から開始した「NHKふれあいミーティング」は、17年末までに全国で1522回開催。約3万6000人の視聴者のみなさまが参加。

◆ ご意見を反映させた事例は、放送やホームページを通じて紹介しています。単にご意見を伺うだけでなく、いただいたご意見がどのように放送や業務運営に生かされたかなどを、視聴者のみなさまにきめ細かくわかりやすくお伝えします。

- CS向上活動によって改善した事例や、ご意見を業務に反映した事例などを公表するホームページを刷新・充実。
- 視聴者サービス活動をまとめた「視聴者白書」を平成18年5月作成。

※資料編

「視聴者のみなさまのご意向を反映した事例」参照

## 3-2 “NHKだからできる” 放送に全力

NHKは、受信料で成り立つ公共放送として、健全な民主主義の発展と、文化・福祉の向上に役立ち、視聴者のみなさまから信頼され支持される放送サービスを追求します。

これからの3か年も現状の放送を維持し、地上テレビ放送2波、衛星放送3波、音声放送3波、および国際放送、それぞれの波の性格と役割に応じて、さまざまなジャンルの番組や情報を、バランスのとれた一体のサービスとして提供します。

### ニュース番組と災害報道の充実・強化

◆ 人々の判断のよりどころとなる信頼できる確かな情報を伝えるニュース番組をいっそう充実させます。

◆ 生命・財産を守る災害・緊急報道体制の強化に取り組み、地上、衛星、音声の各波と、データ放送やインターネットを効果的に使い、迅速・的確な情報を提供します。

### 幅広い視聴者層に支持される多彩な番組の展開

◆ 時代を見据えた、見応えのある大型シリーズとして、人類が直面する課題や、高い関心が集まる事象に真正面から向き合い、深く掘り下げる企画に挑戦します。また、日本人の意識や社会構造が大きく変化する中、日本の近代化の原点を見つめ直す大型ドラマの制作にも取り組みます。

◆ 人々の価値観やライフスタイルが多様化する中、高齢者層、社会の中核をなす世代、次の世代を担う若者、子どもたちなど、それぞれの年代層に満足していただけるような多彩な番組を新たに開発します。

### 各波の位置づけ

(総務省「放送普及基本計画」)

- 総合テレビ「総合放送」
- 教育テレビ「教育放送」
- デジタル衛星ハイビジョン  
「デジタルハイビジョン放送の普及に資する総合放送」
- 衛星第1テレビ  
「衛星放送の普及に資する総合放送」
- 衛星第2テレビ  
「難視聴解消を目的とする放送」
- ラジオ第1 「総合放送」
- ラジオ第2 「教育放送」
- FM 「総合放送」

• 総合テレビ平日夜9時に、「ニュースウオッチ9」を新設。

- インターネット回線を利用した全国約450か所の天気カメラの活用。
- 全国のヘリコプター13機によるハイビジョン取材体制。

### NHKスペシャルなどの

主な大型シリーズ(予定)

- 平成18年  
「ドキュメント北朝鮮」  
「プラネットアース地球賛歌」  
「映像記録にっぽん」
- 平成19年  
「病の起源」  
「新シルクロード・パート2」
- 平成20年  
「激流・中国」  
スペシャルドラマ「坂の上の雲」  
など

• 総合テレビ夜10時～11時台に、多彩な番組ゾーンを新設。深夜に若者向け番組時間帯などを新設。



- ◆ 特集番組に加えて、定時番組においても、優れた外部の制作者の新鮮な発想や多様な視点を取り入れた番組づくりを推進します。

### 教育番組・福祉番組の開発、充実

- ◆ 少年犯罪の多発や低年齢化、ひきこもりや定職に就かない若者の増加など、次代を担う世代の問題は社会全体で取り組むべき課題です。

教育テレビでは、子どもたちを健やかに育み、生きることのすばらしさ、学ぶことの大切さを伝える多様な教育番組を、年代に合わせて開発し充実させます。

また、小学校への英語教育導入の動きや、デジタル技術の進展など、学習環境の変化に対応した番組の開発に取り組みます。

- ◆ “ともに生きる社会”をキーワードに、キャンペーン性の高い福祉番組を教育テレビに設け、障害者や、病気を抱える人、その家族などからの要望や問題提起をもとに番組づくりを進めます。

### 視聴者のみなさまとともに作る番組・催しの充実

- ◆ 視聴者のみなさまとともに歩み考える“開かれた番組づくり”に取り組み、価値観の多様化した社会を結ぶ“絆”となるような、「開かれた公共放送」を追求します。

デジタル技術などを活用してみなさまの声を番組に生かす新しい双方向情報番組や、視聴者のみなさまとともに考える大型討論番組の充実を図ります。

- ◆ 公開番組や、放送と関連したさまざまな催しを通じて、視聴者のみなさまとの結びつきを強めます。

全国の放送局を、地域に開かれた“文化拠点”として位置づけ、各年代層を対象にした多彩なイベントを各地できめ細かく実施し、NHKの放送を身近に感じていただく活動を強化します。

### 外部プロダクション制作の主な新番組

「ゆるやかナビゲーション」  
(総合テレビ)

### 教育テレビの主な新番組

「一期一会 キミにききたい！」  
(若者向け)  
「道徳ドキュメント」  
(小学校5・6年生向け)  
「理科5年ふしぎワールド」  
(デジタル教材) など

- 教育テレビに「ハートをつなごう」を新設。インターネット上には、ポータルサイト「ともに生きる」を設け、さまざまな声が集う“広場”として育てる。

- 総合テレビで、双方向情報番組「つながるテレビ@ヒューマン」を開始(平成18年1月)。
- 大型討論番組「日本の、これから」の充実。

### 継続して行っている主な催物

- 「NHKのど自慢」などの公開番組
- 全国学校音楽コンクール
- 中高放送コンテスト
- 全国高専・大学ロボコン
- 歳末・海外たすけあい
- NHK放送体験クラブ など

### 3か年の主な大型イベント

- 世界の巨大恐竜博
- 中南米三大文明展 など

## 地域放送のデジタル化と多様な展開の推進

◆ 全国のNHKの放送局は、地域の課題と向き合い、文化を育み、地域生活に欠かせない情報をきめ細かく伝えるという役割を引き続き果たし、地域放送のいっそうの充実を図ります。

◆ 平成18年末までに、地上デジタルテレビ放送をすべての都道府県庁所在地で視聴できるようにし、ハイビジョン化を推進します。デジタル放送を開始した放送局では、デジタル技術を活用したきめ細かな地域放送サービスの可能性を追求します。

できるだけ早く全国あまねく地上デジタルテレビ放送を行き渡らせるために、中継局の整備を進めるとともに、自治体や通信事業者などの光ファイバーなどの活用についても検討します。

◆ 全国のNHKの放送局では、それぞれの地域の特性やニーズに応じて、平日夕方の生活情報番組の充実や、夜間の視聴好適時間に特集番組を放送するなど、各放送局の判断によって、全国一律ではない多様な地域放送サービスを推進します。

◆ 全国の放送局のネットワークを生かしながら、市町村合併や地方分権が進む中で変わる地域の今の姿や、地域に根ざした豊かな文化を、地域での放送はもちろん全国に向けても積極的に発信します。

## 衛星放送の充実と衛星デジタルの普及推進

◆ 衛星デジタル1000万普及時代を迎え、衛星3波は、地上波とは異なる個性的な番組や長時間編成、集中編成などにより内容の充実を図ります。

国内外の最新ニュースを毎正時に伝えるなど、24時間ニュースへ向けた取り組みを充実・強化します。また、国内外のスポーツ、ドキュメンタリー、各国を代表するドラマや映画、一流の音楽や美術など、世界の多様な文化や価値観に接することのできる多彩なソフトを提供し、衛星デジタル放送のいっそうの普及を推進します。

## 地域放送時間

総合テレビ 3時間程度  
ラジオ第1 2時間30分程度  
FM 1時間50分程度  
(平成18年度1日平均)

## 地上デジタルのデータ放送を活用した地域放送サービス(例)

- NHKが開発した「市町村別表示システム」を活用した休日夜間診療所情報や、避難所情報など、暮らしと安全に役立つ情報の提供。
- 環境、文化財、農業、行楽情報など、各地の放送局が収集した地域性豊かな情報の提供。

## 全国一律ではない

### 多様な地域放送サービス(例)

- 平日夜間の視聴好適時間帯に地域の課題に取り組む番組などを45～75分枠で放送。
- 徹底討論番組「日本の、これから」の地域版を編成。
- インターネットを活用した生中継を駆使するなどして、夕方の地域情報番組を充実。

## 地域情報の全国向け番組

「生中継 ふるさと一番!」  
「NHKネットワーク54」  
(総合テレビ)  
「列島ニュース」(衛星第1)  
「ハイビジョンふるさと発」  
(衛星ハイビジョン) など

## 衛星放送の主な番組(18年度)

### デジタル衛星ハイビジョン

「ハイビジョン特集」「世界遺産中継」「毎日モーツァルト」「生物彗星WoO」「FIFAワールドカップ・ドイツ大会」など

### 衛星第1テレビ

「BSニュース」  
「ワールドニュースアワー」  
(BBC、CNN、F2、CCTV、KBS、アルジャジーラなどのニュース)  
「世界のドキュメンタリー」  
「米大リーグ」など

### 衛星第2テレビ

「海外ドラマ」「映画」「おーい、ニッポン」など

## 世界に向けた情報発信の強化

- ◆ “日本の今”を映像によって広く世界に伝え、世界の人々の日本への理解促進を図ることがますます必要な時代となりました。

そのためにNHKでは、テレビ国際放送（NHKワールドTV）の英語化を推進します。英語化を図るための財源措置として、ラジオ国際放送の経費軽減の方策などを、国際放送全体のあり方の見直しの中で検討します。

海外の放送配信事業者へのテレビ番組配信（NHKワールド・プレミアム）は、在留邦人や旅行者向けの日本語によるサービスに特化します。

- ◆ インド洋大津波を教訓にアジアの放送局との連携を強化し、防災情報の交換や災害報道を強化する取り組みを充実させます。

- ◆ 他国に先駆けて蓄積してきた豊富なハイビジョン番組や映像を、海外のメディアに積極的に提供するとともに、国際共同制作による質の高い大型番組の制作を推進し、日本の視点・日本の文化を世界に伝える役割を強化します。

## “人にやさしい放送”の充実

- ◆ 高齢者や障害者の方々にも、より番組を楽しんでいただけるよう、字幕放送や解説放送の充実に引き続き取り組みます。

情報格差（デジタルデバイド）の解消を図るため、“人にやさしい放送”を支える技術の研究開発を進めます。

## NHKアーカイブスの積極的活用

- ◆ 放送番組を保存し、継承し、活用していくことは、放送文化の向上のために公共放送が果たすべき役割です。

NHKが保存している、ニュースや良質のドキュメンタリー・ドラマ、文化・芸能の映像記録などは、貴重な文化資産でもあります。NHKは、視聴者のみなさまがこの文化資産を最大限享受できる

## 国際放送の実施経費

（平成16年度決算）

- テレビ国際放送実施経費  
27.4億円
- ラジオ国際放送実施経費  
85.3億円\*

（\*うち、命令放送実施のための  
国の交付金 22.7億円）

## テレビ国際放送の英語化

- 平成20年度までに英語化率100%（英語字幕・日英2か国語放送を含む）を目指す。

## ラジオ国際放送

- 短波により全世界に向けて、22の言語で、合わせて1日65時間放送。
- 今後のあり方の検討を30～31ページに記述。

## 番組の主な海外提供（販売）

- 韓国KBS、中国CCTVなどに毎年ハイビジョン番組を継続提供。
- カタールの教育専門チャンネルに教育番組300時間分を毎年継続提供。

## 字幕放送

- 総合テレビでは、「行政の指針」（平成9年、旧郵政省策定）の目標より1年早く、平成18年度に該当番組の字幕化率100%を達成。
- 個人の聴覚特性に合わせた聞きやすい音声サービスや、目の不自由な方がデータ放送の内容を知ることができる端末の開発、音声認識で操作できる受信機の研究などを推進。

## NHKの保存番組

- 番組 45万3000本
- ニュース 125万9000項目  
（平成16年度末）

よう、放送はもとより、あらゆる活用方法を多角的に検討し、IT社会の発展に映像文化の側面から貢献していきたいと考えています。

その際には、NHKを信頼して取材・制作に協力していただいた方々の権利を守りながら、NHK自らの責任で著作権処理などを行い、活用していきます。

◆ 埼玉県川口市にあるNHKアーカイブスと全国の放送局などを専用回線で結び、NHKの施設内で過去の番組を自由に見ていただく「番組公開ライブラリー」の拡充を図ります。

◆ 被爆関連番組を集大成した「平和アーカイブス」事業に加え、新たに環境関連番組を集大成する「環境アーカイブス」に取り組み、教育現場や研究機関などでの利用も推進します。

また、人類共通の財産である「世界遺産」のハイビジョン映像記録事業をユネスコと共同で進めます。

◆ 貴重な過去の番組や映像をいっそう活用するため、外部の事業者や民放などへの提供を推進します。

さらに将来は、より多くの視聴者のみなさまに番組や映像を活用していただけるよう、著作権処理などさまざまな課題の解決を図りつつ、インターネットなどを利用した提供も検討します。より便利に使っていただくために、例えば、保存番組リストや番組映像情報を検索できるサービスなどから、順次検討していきます。

#### アーカイブスを活用した番組

- ・「NHKアーカイブス」
- ・「新日本紀行ふたたび」など

#### 「番組公開ライブラリー」

- ・テレビ4830本、ラジオ550本の視聴が可能。
- ・平成18年度末までに、全国のNHKの放送局など57か所に拡充。

#### 「平和アーカイブス」

約120本の被爆関連番組を番組公開ライブラリーで公開。学校での番組上映など戦争体験を次の世代に継承する活動もさらに推進。

#### 「環境アーカイブス」

環境関連番組を集大成し新たに公開。環境学習に役立つ上映活動も開始。

#### 「世界遺産」記録映像

ユネスコのホームページで世界に配信。平成18年にユネスコが設立する計画の「デジタルアーカイブス」でも活用。

#### NHKがアーカイブス番組・映像を提供している主な事業者

- ・CS放送事業者、CATV事業者、ビデオ・DVDなどの制作販売事業者、地上波民放、番組制作プロダクションなど。
- ・インターネットによる配信事業者への番組提供も、コンテンツ保護などに関する技術的な検証や権利者団体との話し合いを踏まえつつ実施。

### 3-3 デジタル技術を活用した新しいサービスの開始

NHKは、より便利で豊かな情報環境を視聴者のみなさまに提供するため、平成18年度からの3年間に、デジタル技術を活用した3つの新しいサービスを開始します。

- (1) 地上デジタルテレビ放送の携帯端末向けサービス「ワンセグ」
- (2) 専用の受信機により放送・通信の区別なく番組を楽しめる「サーバー型放送サービス」
- (3) 地上デジタル音声放送「デジタルラジオ」

これらの新しいサービスによって、信頼できるニュースや多彩で質の高い番組を、さまざまな形でみなさまにお届けします。

#### (1) 携帯端末向けサービス「ワンセグ」

##### サービス内容

◆ 携帯端末向けサービス「ワンセグ」は、地上デジタルテレビ放送の新しいサービスです。平成18年4月から、まず29都府県で開始します。

このサービスは、法令の制約から、当面、地上デジタルの総合テレビおよび教育テレビの放送と同じ内容の番組を同じ時間に提供します（サイマル放送）。

◆ ワンセグではデータ放送サービスも行い、ニュース、気象・災害情報などを提供します。

さらに、ワンセグのデータ放送サービスと携帯電話のインターネット機能を連携させ、NHK公式携帯サイトなどから番組関連情報を得ることができ、放送通信連携サービスを実施します。

◆ ワンセグは、通勤時など移動しながら短時間利用されることが多いと予想されています。こうした利用形態に即し、サイマル放送だけではなく、ワンセグ独自の番組や編成によるサービスも行うことが今後の検討課題です。

##### ワンセグ開始地域

- 地上デジタル放送の開始にあわせて、平成18年12月には、全ての都道府県庁所在地、平成23年には全国で視聴が可能に。

##### ワンセグ受信機

- サイマル放送画面
- データ放送サービス  
または  
インターネット画面



##### ワンセグ独自サービス実施に向けた検討の視点

- 法改正等が必要
- 視聴者のみなさまの期待・要望
- ワンセグ受信機の普及状況
- 経費負担のあり方

## FM文字多重放送の終了検討

- ◆ ワンセグの開始により、ニュース、天気予報の文字情報を提供しているFM文字多重放送は、サービス内容の代替が可能となることもあり、終了を検討します。

なお、音声のFM放送は従来どおり継続します。

## FM文字多重放送

- 現在、FM波の一部を使って東名阪8局で放送。
- 平成19年3月終了を検討。
- VICS（道路交通情報通信システム）センターへの設備貸与は継続。

## (2) サーバー型放送サービス

### サーバー型放送サービスの開始

- ◆ サーバー型放送サービスは、大容量の蓄積装置（ハードディスク）を備えインターネットに接続されたデジタル放送受信機に向けて行う、全く新しいサービスです。

現在、デジタル放送やインターネットを通じてテレビ番組を見るためには、それぞれ別の受信機や装置が必要です。しかし、サーバー型放送サービスの受信機が登場することにより、放送によるサービスもインターネットによるサービスも一台で受けることができるようになります。

蓄積を前提とした放送とインターネットを利用した映像コンテンツの提供をあわせて行うことで、放送と通信の長所を取り入れた新しいサービスの誕生が期待されています。

- ◆ サーバー型放送サービスには、メタデータと呼ばれる番組に関連した情報が付加されます。番組は、メタデータとともに、放送やインターネットによって提供され蓄積されるため、そのメタデータを使い、例えば、知りたいニュースを好きな時間に見るといった視聴が可能です。
- ◆ この新しいサービスを実施するには、番組を放送だけではなくインターネットでも利用できるようにするための新しい著作権ルールが必要です。このルールの確立について関係者と具体的な検討を進め、サービスの開始にむけた準備を進めます。

### サーバー型放送サービス受信機

- 一台の受信機で放送番組と通信コンテンツの両方を利用できるものにするため、放送事業者、通信事業者、メーカーなどが運用規定の策定に取り組んでいる。

### メタデータ

- 番組名、シーン名、出演者名などの番組関連情報。

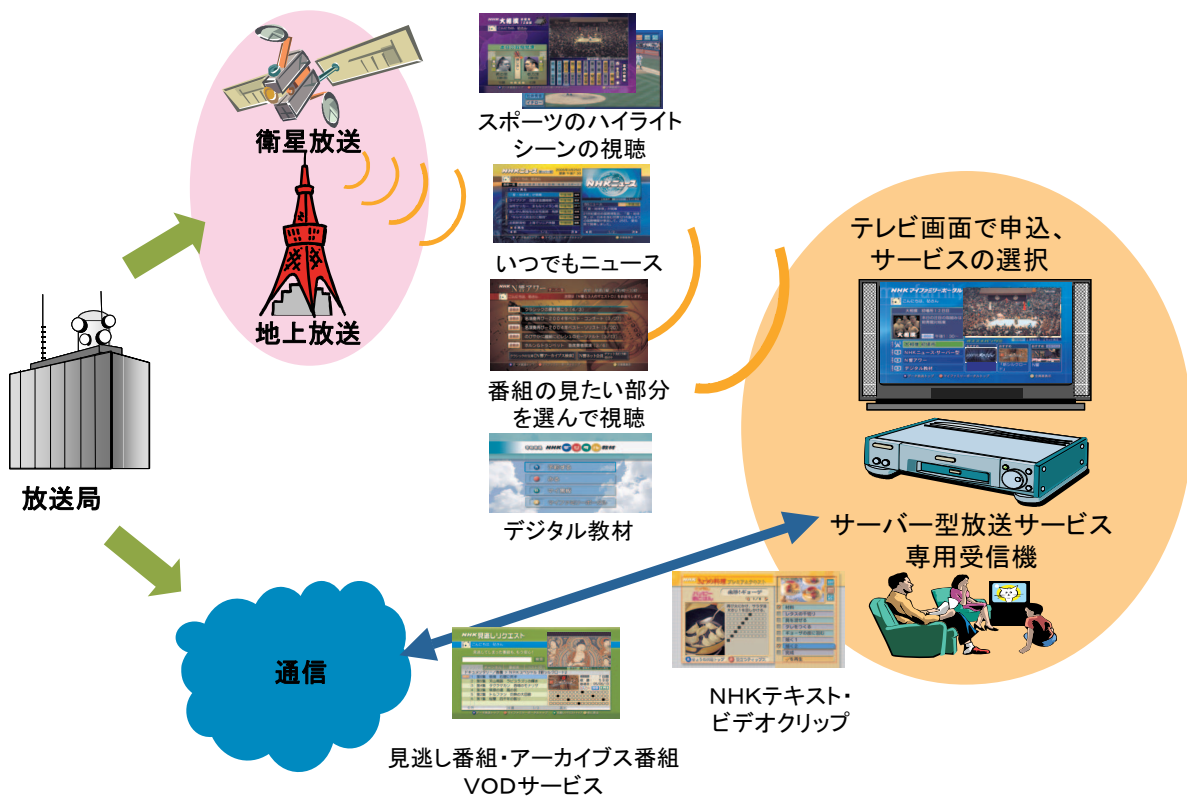
また、サーバー型放送サービスでは、受信機に蓄積される番組の視聴回数や視聴期限を決めて利用いただくことなどを検討しています。さらに、番組の不正な流通を防止する仕組みも必要です。関係者とともに、新しいサービスの利用制御システムの開発を進めています。

- ◆ 著作権処理をはじめ、こうした準備を整えることにより、
    - スポーツ中継を放送で視聴しながら受信機に蓄積し、メタデータの情報に基づきハイライトシーンだけを選んで別の時間に視聴する
    - 見逃した番組や過去の名作を、メタデータの情報に基づいてリクエストし、インターネットを通じて受信機に蓄積して視聴する
- など、視聴者のみなさまにとって便利で受益感の高いサービスができるようになります。

#### デジタル教材

- 学校向けの教材としてNHKが準備を進めている「デジタル教材」は、サーバー型放送サービスによって、いっそう効果的なものに。

### サーバー型放送サービスのイメージ



- ◆ NHKがサーバー型放送サービスを行うには、NHKのインターネット利用に課せられている制限の緩和や、インターネットの活用などに関してNHKの事業範囲を規定している放送法の改正が必要です。

NHKは、現在実施しているデジタル放送とインターネットを結びつけたサーバー型放送サービスを、専用の受信機が登場する平成19年度中に開始したいと考えています。

サーバー型放送サービスの経費負担のあり方  
33～34ページに記述。

### (3) デジタルラジオ

- ◆ NHKは、必要な制度整備を待って、平成18年中に、デジタルラジオ推進協会による地上デジタル音声放送の実用化試験放送の一部を引き継ぐ形で、東京と大阪でデジタルラジオの本放送を開始する予定です。
- ◆ デジタルラジオは、アナログテレビ放送が使用している周波数帯域（VHF帯）を使うこととされているため、全国展開は、平成23年にアナログテレビ放送が終了し、周波数帯の空きができた後となることが予定されています。

#### デジタルラジオのサービス内容

- 高音質の音楽やマルチ編成などの音声放送、データ放送として文字や静止画の提供などが可能。
- NHKは現在、ラジオ第1、第2、FMの一部の番組のほか、デジタルラジオ独自の番組として、「ゆっくり読みあげるニュース」や複数の外国語による気象情報などを、実用化試験放送に提供。



## 3-4 組織や業務の大幅な改革とスリム化の推進

### (1) 放送制作力の強化に重点を置いた業務体制

#### 業務・組織の改革

◆ 組織の統廃合を進め、迅速な意思決定を可能にする組織・業務体制を構築するとともに、制作現場の創造性をより発揮できるよう体制を整備します。

◆ 編成業務を一元化し、各波の連携を強化するとともに、デジタルコンテンツの企画・制作・放送などを総合的に推進する機能を強化します。

また、NHKアーカイブスに保存された番組を、放送をはじめ多角的に活用するための体制を強化します。

◆ 放送の質と多様性の確保を目的に、外部制作プロダクション、子会社等（関連団体）、NHK本体、それぞれが切磋琢磨し、番組内容を競い合う体制を構築します。

◆ 管理機能をスリム化し、より迅速なコスト把握など、的確な業務管理を行う体制を整備します。

また、安定的なノウハウがNHK以外で確保できる業務などは、子会社等や外部事業者を活用し、アウトソーシングをします。

#### 1200人の職員削減

◆ 業務・組織の改革を進めることにより、放送サービスの質の確保を図りながらも、3年間で全職員の10%にあたる1200人の職員を削減します。削減数の内訳は、業務の廃止などで550人、アウトソーシングで650人を予定しています。

このうち平成18年度は、385人を削減します。平成19年度、20年度の削減数は、各年度の事業計画に沿った要員計画で明示します。

#### 本部の「局」の統廃合

- 26を20に削減。
- ※資料編「組織図」参照

#### 主な組織改革

- 地上波、衛星波、音声波の編成業務を「編成センター」に一元化。
- 「デジタルサービス部」、「ライツ・アーカイブセンター」の新設。

- 外部を含む各制作集団による番組制作や、番組購入、共同制作などにより、番組企画の競争を推進する「ソフト開発センター」を新設。

- 本部各セクションに分散配置している総務・経理などの管理機能を集約。

#### 職員削減

- 本部は、組織の統廃合やアウトソーシングなどにより、現在の職員数に対して15%を削減。
- 地域拠点放送局は10%、他の地域放送局は5%を削減。

## (2) デジタル時代にふさわしい子会社等（関連団体）の改革

### 子会社等の役割

- ◆ NHKの子会社等（関連団体）は、NHKの業務を補完・支援することを基本的な役割としています。

NHKは、そのノウハウや技術を子会社等に移転し、番組制作や放送設備保守業務など、公共放送としてのサービスを確保するための業務を「業務委託基準」に基づき委託することで、効率的な業務実施を図ると同時に、番組の二次展開などにより、ソフト資産やノウハウの社会還元を行っています。

NHKの子会社等は、これらを通じてNHKの財政に寄与し、視聴者のみなさまの負担の抑制に貢献しています。

- ◆ 経営が安定化した子会社については、剰余金にも踏み込んだ大型配当を実施するなど、よりいっそうのNHK財政への貢献を果たします。

### 子会社等のデジタル時代の事業展開

- ◆ 子会社等は、NHKの「関連団体運営基準」を踏まえ、事業展開を図ります。

そのうえで、NHKの子会社等としての役割を果たしていくため、インターネットの急速な普及などメディア環境の変化に対応した新たな事業にも積極的に取り組む必要があると考えます。

### 子会社等の統合

- ◆ 時代に合った子会社等の統合を行います。

放送分野では、デジタル時代に対応しうる体制の整備、業務支援分野では、各社に共通する業務の集約などにより、子会社等の統合を進め、それによって、NHKと同様、スリムで効率的な体制を構築します。

関連公益法人については、国の公益法人制度改革に対応した抜本的見直しを行います。

- NHKは、放送法に基づき、総務大臣の認可を得て子会社等に出資。

- 子会社等の売上高合計  
2,804億円  
うちNHK取引額 1,232億円  
(平成16年度決算)

### NHKの「業務委託基準」

放送法に基づき、NHKからの業務委託の基準として制定。

(業務委託の要件)

- NHKが自ら実施するよりも経済性などにおいて有利であり、すぐれた成果を得られることが十分期待されるもの。
- 業務の専門性、特殊性などからやむを得ない場合を除き、競争契約を原則。

### 子会社等からの副次収入・配当額

平成16年度総額 82億円

- 副次収入 76.2億円
  - （番組の活用 53.9億円
  - テキスト出版 6.5億円
  - 特許権許諾料など 3.6億円
  - その他 12.1億円
- 配当額 5.8億円

### 「関連団体運営基準」

- 総務省の「放送政策研究会」の提言を踏まえ、平成14年に新たに制定。

### 子会社等の統合

- 子会社等は平成10年度末に65団体。統合などにより、平成17年度末で34団体。

## 子会社等の経営の改革

- ◆ 平成18年度から社外取締役の導入などにより経営の改革を進めます。
- ◆ 役員の退任慰労金を廃止するなど、役員の報酬体系についても見直します。  
また、役員報酬を他企業と同様、営業報告書に記載して公開するなど、経営情報の公開をいっそう進めます。

- 退任慰労金制度廃止に伴って、目標管理にもとづく業績連動型報酬体系を導入。

## (3) 競争契約の推進

- ◆ NHKは、競争契約を原則としています。  
番組の企画制作については、番組ごとにすべて内容や制作手法が異なるという特性があり、価格だけではなく、企画提案の内容の競争によって採否を決定しています。  
番組の企画提案については、外部からの提案を受け付ける体制を新たに整備するなどして、競争を積極的に行います。
- ◆ 固有のノウハウや技術を踏まえなければできない業務などについては、子会社等に委託するなど随意契約としています。その場合も、経済性に留意し、公正性、透明性の確保に努めています。
- ◆ 今後、随意契約により行っている業務内容の見直しなどをさらに積極的に行い、一般の市場に委ねることのできる業務を拡大し、競争契約をいっそう推進していきます。

### 取引の評価と公表

- 公正で透明性のある競争契約を推進するため、外部有識者による第三者機関「入札契約委員会」を平成13年に設置し点検を実施。
- NHKと子会社等との一定規模以上の取引については、毎年度ホームページなどで公表。

### 外部からの提案を受け入れる体制

- 編成局に「ソフト開発センター」を新設。

### 子会社等への委託業務

NHKのノウハウや技術を子会社等に移転して、NHKの業務を委託。

(主な委託業務)

- 番組制作業務
- 全国あまねく放送を届けるための電波の送信業務
- 視聴者のみなさまからのご意見、ご要望に応じる視聴者相談・理解促進業務
- 広報関係業務 など

## 3-5 受信料を公平に負担していただくための施策

### 公共放送を支える受信料制度

◆ NHKが公共放送として、放送の自主自律を貫き、確かな情報や豊かな文化を分け隔てなくお伝えしていくために最もふさわしい財源は、税金でも広告収入でもなく、視聴者のみなさまに公平に負担していただく受信料です。

◆ 不祥事をきっかけにした受信料の支払い拒否・保留が減少し、支払いを再開していただく方が増えています。

しかし、転居にともなう一時的な未契約状態、また、テレビを設置していても受信料をお支払いいただいていない世帯や事業所もあり、NHKとして解決すべき課題です。

一方、オートロックマンションの普及で直接お会いできない世帯が増え、受信料制度の説明や受信料の収納などの営業活動が難しい状況となっています。

◆ 現在、全国の受信契約対象のおよそ7割の方に受信料をお支払いいただいています。NHKは、視聴者のみなさま全員に公平に負担していただくという受信料制度の趣旨を踏まえ、現行制度の範囲内でとりうるあらゆる施策を行い営業活動を強化し、公平負担の徹底に全力で取り組みます。

### スクランブル方式

◆ 「新生プラン」についてお寄せいただいたご意見の中には、スクランブル方式に関するものもありました。

しかし、一般の有料放送のように、限られた人だけが見られるようにするこの方式は、全国どこでも放送を分け隔てなく視聴できるようにする、という公共放送の意義や受信料制度の存在理念に深く関わります。NHKは、現在行っている放送そのものにスクランブルをかけるような選択は避けるべきと考えています。

### 放送法第32条

#### (受信契約及び受信料)

協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。

### 日本放送協会放送受信規約第5条 (放送受信料支払いの義務)

#### (総務大臣認可)

放送受信契約者は、受信機の設置の月からその廃止の届け出のあった月の前月まで(中略)放送受信料を支払わなければならない。

### 未払い、未契約について

- 契約対象のおよそ3割の未払い・未契約の中には、転居などに伴う一時的な未払いや未契約の方が多く含まれている。
- 未払い・未契約の方に対しては、あらゆる機会を通じて受信料制度やNHKの改革の取り組みへの理解を得られるよう努力。

### 未契約世帯・事業所への取り組み

- 引越会社や不動産販売会社、電器店などの法人・団体との連携。
- 衛星デジタル放送でテレビ画面に表示する受信確認メッセージを、未契約の方や転居の把握に積極的に活用。

### 支払い拒否・保留や滞納世帯への取り組み

- 職員、地域スタッフなどの戸別訪問による支払い再開依頼。
- 特別推進チームによる継続的対策。
- 電話、郵便による支払い請求。

NHKの放送へのスクランブル方式の導入は、メディア状況の変化を踏まえながら、視聴者のみなさまにとって最も有益な公共放送のあり方は何かという視点から、幅広く検討すべきものと考えます。

### より公平で合理的な受信料体系への改定

- ◆ 社会・経済状況の変化に対応して、営業活動をいっそう効率的に進めるとともに、受信料体系をより公平で合理的なものに改めます。
  - (i) 「親元を離れて暮らす学生」および「単身赴任者」を対象に、口座振替料額の33%を割り引く受信料の「家族割引」を、平成18年12月から実施します。
  - (ii) 普通契約（白黒契約）のカラー契約への一本化ならびに、ホテルなどの事業者のより合理的な受信契約への改定を、平成19年度中に実施することを検討します。
  - (iii) クレジットカードによる受信料の継続払いを、平成18年6月から、従来の支払方法に加えて可能となるようにします。受信料額は、口座振替と同額とします。これに合わせ、パソコンや携帯電話からも受信契約やお支払いの手続きが完了するようにします。

### 受信料をお支払いいただいている方へのサービスの充実

- ◆ 受信料をお支払いいただいている方への優待サービスを実施します。
- ◆ 受信料をお支払いいただいている方であればどなたでも加入できるインターネット会員サービスとして、番組関連のより詳細な情報を提供するなどの検討を進めます。

### 受信料体系

- 受信料の支払方法（口座振替・訪問集金など）や、契約種別（カラー・白黒、地上・衛星など）、契約単位（世帯単位、設置場所単位）、受信料額などをさす。

### 家族割引

- 口座振替、継続振込、クレジットカード継続払のいずれかによりお支払いいただくことが条件。

### 優待サービス

- 受信料をお支払いいただいている方を対象とした公開番組の観覧募集の実施など（公的扶助受給者や障害者など受信料免除基準により受信料を免除されている方を含む）。
- 口座振替でお支払いいただいている方には、振替予定通知（封書）に、番組・イベント情報誌やNHKの催物割引券などを同封。
- 平成18年度から実施。

### インターネット会員サービス

- 平成18年度に具体策を公表。

## 受信料未払いの方への民事手続きの活用

◆ 「新生プラン」で、受信料未払いの方に対して民事手続きによる受信料の支払督促の活用を検討することを明らかにしました。これに対して、視聴者のみなさまからたくさんのご意見をいただきました。また、世論調査やアンケート調査を実施しました。

こうしたご意見や調査結果を参考にしながら、受信料を公平に負担していただくために、これまで同様、直接お宅にお伺いしたり、文書をお送りしたりするなど受信料制度の意義を誠心誠意丁寧に説明し、ご理解を求め、お支払いをお願いしてまいります。

◆ こうした努力を重ねてもなお、お支払いいただけない場合の最後の方法として、放送法を順守する立場から、平成18年4月以降準備ができ次第、民事手続きによる支払督促の申立てを実施します。

## 未契約世帯・事業所への対策

◆ テレビ受信機を設置しているにもかかわらず、受信契約をNHKと結んでいない世帯や事業所に対しても、訪問や文書などを通じて受信料制度の意義などを丁寧に説明し、ご契約とお支払いをお願いしていきます。

こうした努力を重ねてもなお、ご契約いただけない場合の最後の方法として、民事訴訟の実施に向けた準備を進めます。

## 視聴者のみなさまからの主なご意見

- 「民事手続きの導入よりNHKの改革が先である」
- 「未払い者より未契約者の対策が先である」
- 「払っていない人をそのままにしているのは許せない」
- 「受信料の公平負担のために民事手続きは必要だ」 など

## 「NHK新生プラン」に関する世論調査

(平成17年11月)

### 支払督促の賛否

- 実施すべき  
(どちらかといえば含む) …… 41%
- 実施すべきでない  
(どちらかといえば含む) …… 44%

### ※資料編

「NHK新生プラン公表後の視聴者のみなさまのご意見など」参照

## 4. デジタル時代のNHKのあり方を追求

デジタル技術の発達により、インターネットで放送とほぼ同じ品質の動画を見ることができるなど、「放送」と「通信ネットワークを利用したコンテンツの提供」はサービスの上で区別がつきにくくなり、両者を隔てていた垣根はどんどん低くなっています。

平成23年（2011年）、テレビのアナログ放送が終了し完全なデジタル放送時代を迎えます。放送の完全デジタル化は、放送と通信の“融合”をさらに加速させ、視聴者のみなさまの情報環境に大きな変化をもたらします。

そうした時代に、視聴者のみなさまにより豊かなサービスを提供するためにNHKはどうあるべきかとの視点から、受信料で賄う公共放送の事業範囲、放送波の保有、新たな財源などについて検討します。

### 4-1 保有メディアのあり方などを検討

#### (1) NHKの衛星放送のあり方を検討

◆ NHKは、保有する放送波それぞれの役割を明確にし、その役割にふさわしい内容の放送を行うことにより、保有波全体で公共放送の使命を果たしています。しかし、放送と通信をめぐる状況の変化に応じて、NHKが保有する放送波のあり方を見直すことも必要だと考えます。

◆ 平成元年に本放送を始めた衛星放送は、アナログとデジタルの受信者を合わせて1800万を超えました。今後も、視聴者のみなさまの多様化する価値観や生活態様の変化に応えるため、魅力ある番組やデータ放送などのサービスの充実を図ります。

NHKは、平成18年度から20年度の3年間、デジタル衛星ハイビジョン、衛星第1テレビ、衛星第2テレビの3波体制によるサービスを行い、衛星デジタル放送のさらなる普及を図ります。

- ◆ 衛星アナログ放送（アナログ衛星第1テレビ、衛星第2テレビ）は平成23年に終了することになっています。また、地上アナログ放送（アナログ総合テレビ、教育テレビ）も平成23年には終了します。そのことにより、地上放送も衛星放送もデジタル化が完了し、両方ともハイビジョン放送が標準となる時代です。

これまでNHKの衛星放送チャンネルは、普及の先導的な役割を担い、さまざまな放送の分野にチャレンジし新しいニーズを開拓してきましたが、平成23年は、NHKの衛星放送が果たすべき役割を再構築する時期です。

- ◆ 平成23年の段階で衛星放送が完全デジタル化する際には、まず国の方針において、日本における衛星放送用周波数の利用のあり方、NHKの衛星放送が現在担っているデジタル放送の普及の役割、また同じく難視聴解消の必要性とその実施方法などの諸課題を含め、衛星放送の将来のあり方全体が検討されるべきものと考えます。

そのもとで、NHKは、かねて提起している衛星24時間ニュースチャンネルの実現を視野に入れつつ、視聴者のみなさまの意向、ニーズをはじめ、地上デジタルテレビ放送との差異およびワンセグやサーバー型放送サービスの実施・普及状況など、NHKの放送サービス全体の中で、衛星放送のチャンネル数の整理も含め、総合的に検討します。

## (2) ラジオ国際放送のあり方を検討

- ◆ 海外への情報発信は、かつての短波による音声放送だけの時代から、衛星によるテレビ放送やインターネットでも可能になり、こうしたメディアで情報を入手している人々が増えています。
- ◆ こうした中で、現在のラジオ国際放送について、世界各地の聴取実態などを踏まえつつ、地域に応じた効果的効率的な情報発信を進めるため、送信地域の見直しや、インターネットなど他のメディ

### 衛星アナログ放送終了時期

<アナログ衛星ハイビジョン>  
平成19年11月30日の終了が国の方針で決定。

<アナログ衛星第1テレビ、衛星第2テレビ>

平成23年の終了が国の方針で決定（月日は未定）。

### NHKの衛星放送

<デジタル衛星ハイビジョン>  
デジタルハイビジョンの普及に資する放送として、高画質・高音質・双方向機能などハイビジョンの魅力を最大限発揮。

<衛星第1テレビ>

衛星放送の普及に資するため、内外総合情報波として国内外のニュース・スポーツを中心に放送。

<衛星第2テレビ>

国内外の優れた文化・芸術を紹介して視聴者に親しんでもらうとともに、難視聴解消の役割を果たす。

### ラジオ国際放送

・短波によるラジオ国際放送のあり方を、平成20年度までに公表。



アへの移行を検討します。

また、デジタル短波放送の国際的な普及も見定めながら、現行の短波による国際放送の有用性について総合的に検討します。

### (3) ラジオ国内放送のあり方の検討

- ◆ 国内向けの音声放送は、現在、ラジオ第1、第2、FMの3つの波で実施しています。手軽に聞くことができる音声メディアは、今、ラジオに限らず、インターネットからダウンロードして聞くことができる携帯型プレーヤーや携帯電話などが幅広く普及しています。

音声放送については、そうした聴取実態や聴取者のみなさまのご意向、また、デジタルラジオの今後の展開などを踏まえつつ、そのあり方全体について検討します。

### (4) NHKのインターネット利用のあり方を検討

- ◆ 今、インターネットは国際的な情報網としてあらゆる生活エリアをカバーしています。伝送路は、ADSL、光ファイバーと、高速・大容量化が急速に進んでいます。

このような環境を背景に、さまざまな新サービスが登場しています。通信事業者や放送事業者などが自ら制作したり、外部から調達したりしたコンテンツを、インターネットで家庭に配信するビジネスモデルが一段と広がる勢いです。

海外の公共放送もインターネットを積極的に自らの事業で活用しています。

- ◆ 現在、NHKのインターネット利用には、一定の制限が課せられています。しかし、放送の完全デジタル化を数年後に控え、NHKもインターネットを多角的に活用し、公共放送にふさわしい情報を、放送以外の形でも視聴者のみなさまにお届けできる状況になることを望んでいます。サーバー型放送サービスもインターネットを使ったサービスの

#### ラジオ国内放送

##### <ラジオ第1>

総合放送として、緊急時の迅速・的確な報道、暮らしに役立つ情報を放送。

##### <ラジオ第2>

教育放送として、語学講座、高校講座、教養番組を放送。

##### <FM>

総合放送として、幅広い分野の音楽番組を放送。地域向けに災害時などきめ細かな情報を提供。

#### 総務省「NHKのインターネット利用に関するガイドライン」

(平成14年3月)

- 放送番組の二次利用による情報提供や、番組関連情報の提供について、規模(年額10億円程度を上限)、態様(番組のホームページで提供)、分野(番組関連情報は教育、福祉、医療、生活から開始)などを定めている。
- ただし、災害・危機管理情報や選挙情報の提供、国際情報発信はこのガイドラインの対象外として積極的に提供。

※資料編参照

一つですが、この他にもインターネットの活用には大きな可能性があると考えます。

そのときに、公共放送がインターネットを利用して行うべきサービスとは何か、また、その経費負担のあり方はどうあるべきかなど、さらに豊かな放送文化・映像文化の発展をめざし、今後検討を進めます。

## 4-2 NHKの財源のあり方の検討

昭和25年に現在の放送法が施行されて以来、NHKは受信料を主たる財源として事業運営を行ってきました。

日本全国にあまねく放送が届くよう中継局を整備し、迅速的確な緊急報道や、心に潤いと活力をもたらす番組を放送し、また、ハイビジョンをはじめとする技術開発を先導するなど、NHKが放送を通じて日本の社会や文化、生活の発展と向上に寄与することができたのも、受信料という財源があったからこそです。

### デジタル時代の受信料制度

◆ デジタル時代にあっても、確かな情報や豊かな文化を、いつでも、どこでも、誰にでも分け隔てなく伝えるという公共放送としての役割を果たすための財源としては、広く視聴者のみなさまに負担していただく受信料がふさわしいものと考えます。

しかし、対価意識の高まりや多様なメディアの選択視聴の一般化、また、今後現実のものとなる世帯数の減少など、受信料制度をめぐる環境も変化しています。

こうした状況を踏まえ、受信料制度のあり方や、受信料で賄うNHKの事業範囲の検討が必要です。

### 新しいサービスの経費負担のあり方

◆ これからのデジタル時代には、進歩するデジタル技術を生かして、放送が通信と連携する新しいサービスが誕生します。

こうした新サービスの中には、利用を希望されるみなさまに限定したサービスとして実施することがふさわしいと考えられるものもあります。

例えば、サーバー型放送サービスの実施にあたっては、設備整備やメタデータ制作、コンテンツの権利処理などに一定のコストがかかります。

このような経費に受信料を使うことは、かえって公平ではないとも言えます。サービス経費は、サーバー型放送サービスの専用受信機に組み込まれる予定の利用制御システムを使った有料課金方式など、利用に応じて、受益者のみなさまに負担していただくことも合わせ検討する必要があると考えます。

- ◆ 新サービスやその財源などについては、「デジタル時代のNHK懇談会」をはじめ幅広くご意見を伺いながら、デジタル時代の公共放送の役割や受信料で行う事業範囲と合わせて検討します。

サーバー型放送サービスに関しては、NHKの事業範囲を規定している放送法など制度改正が検討されれば、それに合わせ、実施にむけた準備を進めます。

#### 「デジタル時代のNHK 懇談会」

※資料編

「信頼されるNHKをめざした主な取り組み」参照





# 資料編

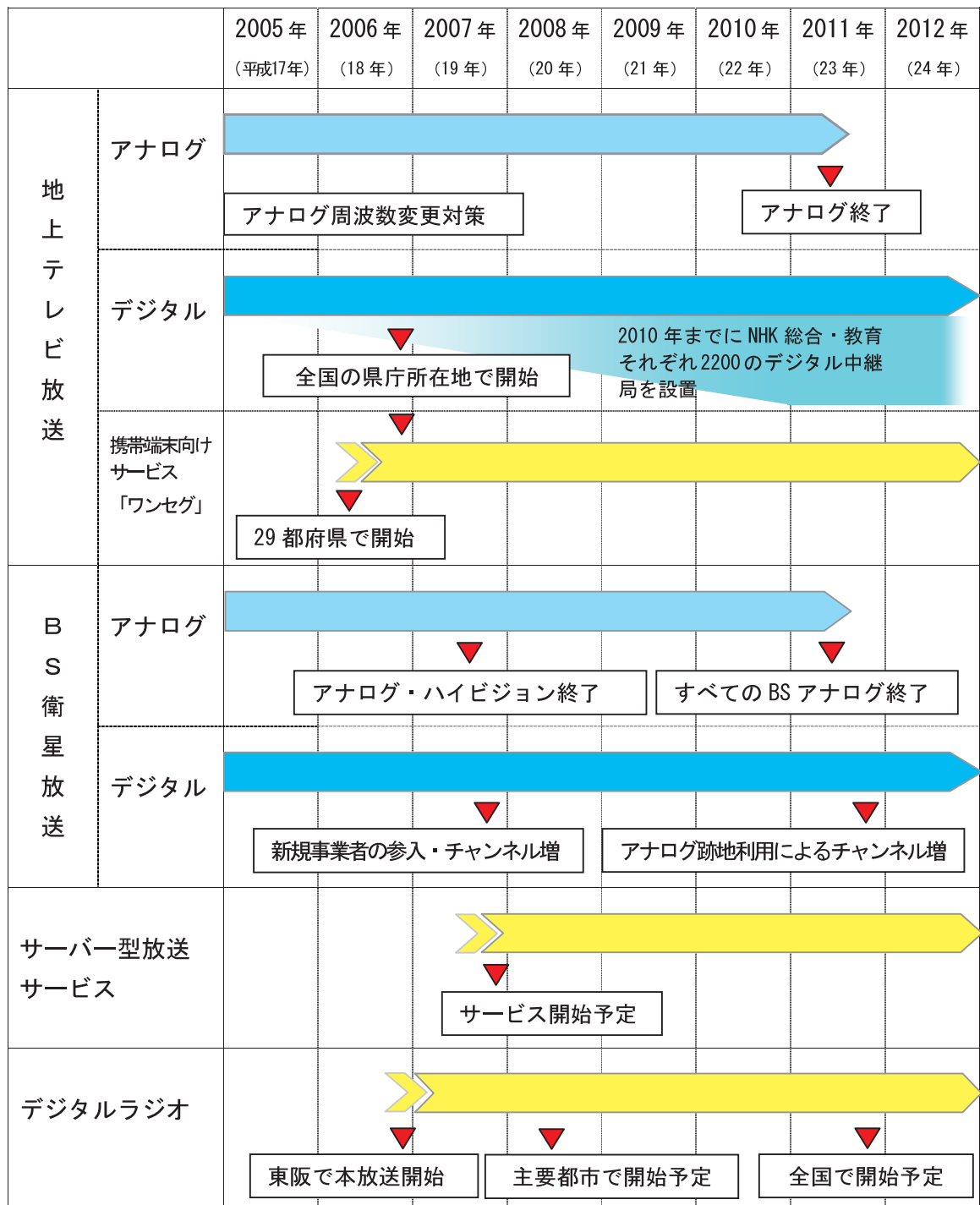




## 目次

1. 放送デジタル化のロードマップ	40
2. NHKに対する公共的規制とコーポレート・ガバナンス	41
3. 信頼されるNHKをめざした主な取り組み	42
4. 「NHK新生プラン」公表後の視聴者のみなさまのご意見など	
4-1 「NHK新生プランに関する世論調査」の結果（抜粋）	46
4-2 「NHKふれあいミーティング」におけるアンケート結果	48
4-3 地域スタッフの営業活動時における視聴者のみなさまのご意向	48
4-4 メール・電話などでお寄せいただいた視聴者のみなさまのご意向	49
5. 視聴者のみなさまのご意向を反映した事例	50
6. インターネットなどによる主な公開文書	51
7. 組織図（平成17年度および平成18年度）	52
8. NHKと子会社等の職員数（各年度末）	53
9. 子会社等の役割	54
10. 子会社等一覧	55
11. 放送受信契約の種別および受信料額、各種割引額	56
12. 昭和41年および55年の放送法改正案（受信料制度関係）	58
13. 受信料体系の改定の推移	59
14. 放送事業者の形態別収入シェアの推移	60
15. 海外発信の現状	61
16. 世界の主な公共放送	62
17. 総務省「NHKのインターネット利用に関するガイドライン」	64

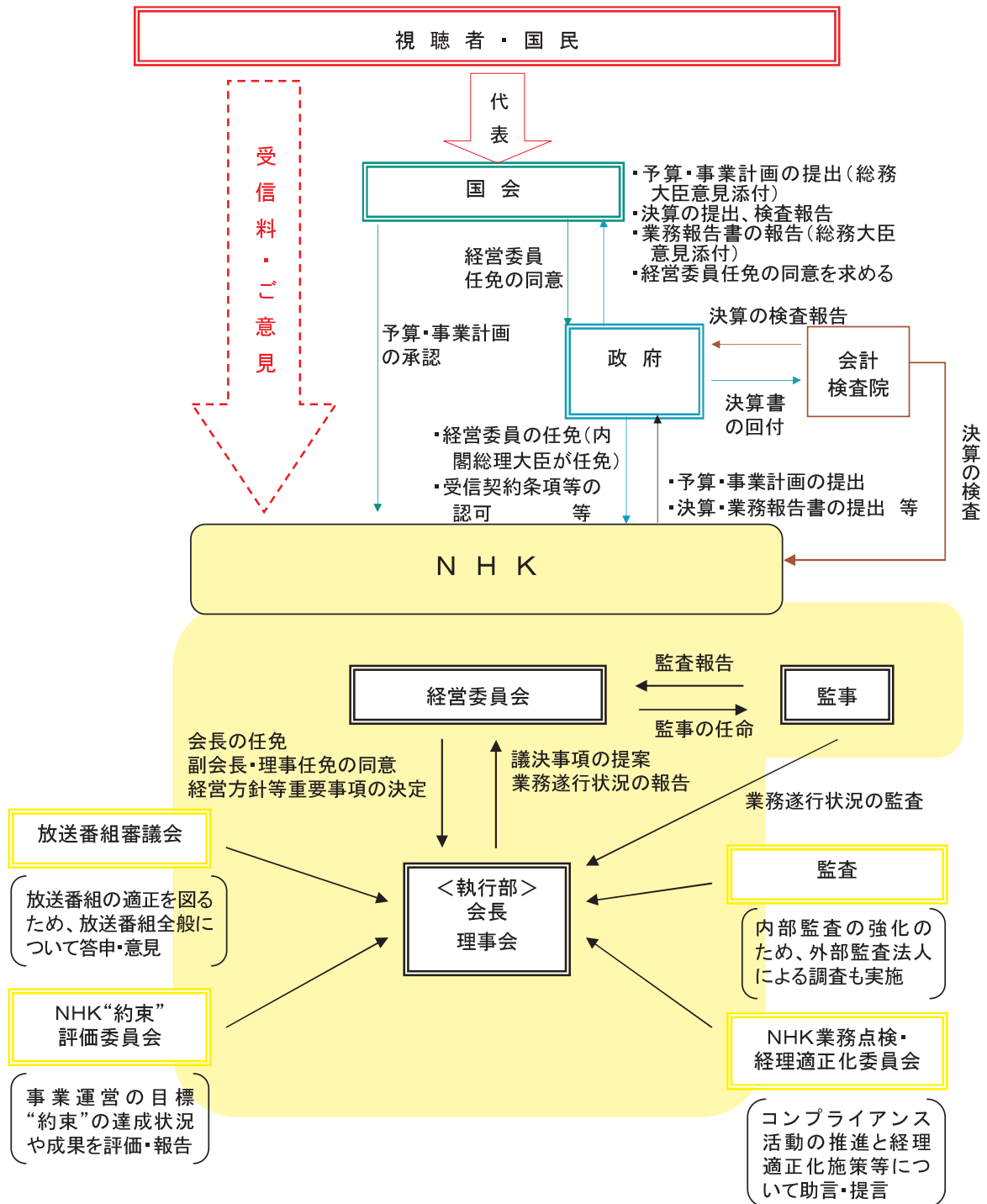
# 1. 放送デジタル化のロードマップ



## 2. NHKに対する公共的規制とコーポレート・ガバナンス

視聴者が直接負担する受信料を主たる財源として公共放送事業を行うNHKに対しては、下図のような公共的規制の仕組みがとられている。

NHKの運営にあたっては、視聴者の意向がNHKの経営に的確に反映されるよう、経営委員会が執行部を監督する役割を担っている。



### 3. 信頼されるNHKをめざした主な取り組み

#### コンプライアンス（法令遵守）活動の推進

- ① **コンプライアンス推進体制の整備と強化**
  - ・「コンプライアンス推進委員会」「コンプライアンス推進室」設置（平成16年9月7日）
  - ・「NHK業務点検・経理適正化委員会」の設置（同年8月18日）  
コンプライアンス活動の推進や経理適正化、不祥事再発防止のためのより公正で的確な施策を策定、実施するため、会長の諮問機関として「NHK業務点検・経理適正化委員会」（メンバーは44ページ参照）を設置、部外の専門家の助言や提言を得ている
  - ・コンプライアンス推進室に、法務部と内部通報窓口を移行、増員（平成17年4月25日）
- ② **「NHK倫理・行動憲章」・「行動指針」の制定**（平成16年9月30日）
- ③ **全職員の「憲章」「指針」誓約・署名、および全職場での研修の実施**（同年10月実施）
- ④ **部外有識者の講演その他啓蒙活動の継続実施**（毎年10月は「コンプライアンス推進強化月間」）
- ⑤ **通報窓口の設置**（内部通報窓口：平成16年7月26日、外部通報窓口：同年9月13日）
- ⑥ **NHK子会社等（関連団体）におけるコンプライアンスの強化**  
各団体ごとに「倫理と行動に関する指針」を制定し、推進体制・内部通報窓口を整備  
NHKグループ外部通報窓口を設置（平成16年11月15日）
- ⑦ **平成17年度「コンプライアンス推進のアクションプラン」の発表**（平成17年4月1日）  
職員の倫理意識の向上や公金意識の徹底に向けた研修を強化

#### 具体的な経理適正化施策

- ① **委嘱業務全般に関する適正化**  
平成17年4月1日、新たに「委嘱業務等審査委員会」を設置し、放送作家に加え、作詞・作曲、考証、監修など外部の専門家を起用して行う委嘱業務全般に関する事前審査制度を強化（これにより、平成16年10月1日設置の「放送作家等審査委員会」を廃止）
- ② **放送料の支払いに関する適正化**
  - ・請求者本人に代わり放送料支払の請求を行う「代理請求」廃止（平成16年9月14日）
  - ・委嘱料の支払請求の決定権をチーフ・プロデューサーから部長に改定（平成17年1月）
  - ・出演料の支払い手続きを見直し、出演依頼の手続きや業務実態確認を厳格化（同年4月）
- ③ **経理審査体制の強化**
  - ・番組制作局芸能番組センターに経理審査担当管理職を配置（平成16年7月23日）
  - ・番組制作部局に経理審査担当管理職を配置（同年11月1日）
  - ・バンコク支局に経理担当の管理職を配置（平成17年1月4日）
  - ・経理局に「中央審査センター」を設置、経理審査機能を強化（同年4月25日）
- ④ **監査体制の強化**
  - ・機動的監査を担当する専任監査チームを設置し、番組制作に関する外部への支払いが適正に行われているかに重点を置いた監査を開始（平成16年8月20日設置）
  - ・17年度から、監査室と外部監査法人が共同で調査する監査を開始
- ⑤ **海外総支局における適正な経理処理の強化**
  - ・外部監査法人による海外総支局経理処理の審査を開始（同年10月から）
  - ・外部監査法人と連携した海外総支局現地調査を開始（平成17年1月から）

⑥ 出張管理の徹底

出張報告書による報告の徹底

(平成16年11月1日)

⑦ 物品管理の徹底

全国の部局で物品の現物調査を平成16年9月に実施

⑧ 業務総点検を踏まえた改善

平成16年7月26日、業務総点検実施本部を設置し、全国の部局で経理適正化の観点による点検を実施。点検結果を踏まえ、早急に適正化や改善に取り組んだほか、業務実施の細部に関して、いっそうの改善を行ったほうがよいと考えられる項目について、順次、改善(同年9月7日、同本部は「コンプライアンス推進委員会」に吸収)

⑨ 管理体制の徹底的な検証と改革

企業の内部統制の世界的標準である「COSOフレームワーク」の考え方を参考にしながら番組制作部局を中心に日常的な業務の流れについて、外部監査法人による検証を実施。この検証により、取引の開始から支払いに至る一連の業務フローに不正を生み出す余地がないか評価を行い、監査方法を含めた業務フローの改善案や管理体制の改革案を検討し、改善・改革。改善項目の検証を内部監査や外部監査法人により実施

## 再生に向けた体制の整備

① 経営委員会の強化

経営委員会に直属する事務局を平成17年1月6日に設置し、専任要員を配置

② 「デジタル時代のNHK懇談会」の設置

(平成17年5月)

デジタル時代における公共放送のあり方や、より公平で合理的な受信料体系のあり方などについて、外部の有識者に様々な角度から幅広く議論してもらうことを目的に、会長の諮問機関として「デジタル時代のNHK懇談会」を設置。外部の有識者17人に委員を委嘱(メンバーは44ページ参照)。平成18年5月に報告書をまとめ、公表する予定。懇談会の詳細な議事録および資料を毎回ホームページに掲載

③ 「NHK“約束”評価委員会」の設置(45ページ参照)

## 視聴者のみなさまとの結びつきの強化

① 「NHKふれあいミーティング」の実施

(平成17年2月から)

② 視聴者サービス局の設置

(同年4月25日)

③ 「CS(お客さま満足)推進委員会」「NHKハートプラザ」の設置

(同年4月)

## 積極的な情報公開の推進

① 番組予算の公表拡充

平成17年度予算から、ジャンル別に番組トータルコストを公表

② 役員の処遇などの新たな公表

平成17年度予算から、役員報酬額・職員給与額を公表。平成16年度決算から、役員交際費を公表

③ 懲戒処分の公表

・原則としてすべての懲戒処分を日本放送協会報に掲載し公表

(平成16年10月実施)

・金品に関わる懲戒処分については、原則としてすべて発表

(平成17年1月実施)

## 「NHK業務点検・経理適正化委員会」

(平成18年1月1日現在)

委員長	本林 徹	弁護士
委員長代行	奥山 章雄	公認会計士
委員	上野 正彦	弁護士・公認会計士
	下河邊 和彦	弁護士

## 「デジタル時代のNHK懇談会」

(平成18年1月1日現在)

座長	辻井 重男	情報セキュリティ大学院大学学長
座長代行	長谷部 恭男	東京大学大学院法学政治学研究科教授・憲法学 情報法
委員	家本 賢太郎	IT関連会社「クララオンライン」社長
	伊東 晋	東京理科大学理工学部電気電子情報工学科教授・画像情報工学
	江川 紹子	ジャーナリスト
	音好 宏	上智大学文学部新聞学科助教授・メディア論 情報社会論
	梶原 拓	前全国知事会会長
	金澤 薫	NTT顧問
	小林 陽太郎	富士ゼロックス会長、前経済同友会代表幹事
	笹森 清	前連合会長
	新開 玉子	農業・農産物直売店店長
	永井 美奈子	フリーアナウンサー
	藤井 克徳	日本障害者協議会常務理事
	山内 純子	全日本空輸 執行役員客室本部長
	山内 豊彦	前共同通信社社長
	山野目 章夫	早稲田大学大学院法務研究科教授・民法
	吉岡 忍	ノンフィクション作家

(敬称略)

## 「NHK “約束” 評価委員会」

(平成18年1月1日現在)

委員長 辻 正次 兵庫県立大学教授（大阪大学名誉教授）  
委員長代行 江上 節子 JR東日本顧問  
委員 村上 輝康 野村総合研究所理事長

(敬称略)

平成17年5月、視聴者の意見や意向をよりの確に事業運営に反映させていくため、NHKの掲げる事業運営の目標を“約束”として示し、“約束”による活動の達成状況や成果を視聴者の視点から評価するシステムを導入した。

“評価”は、外部の専門家で構成する「NHK “約束” 評価委員会」が、さまざまな調査や分析手法を用いて、NHKの“約束”（6月20日「平成17年度の“約束”」を公表）による活動について、どのような活動を行ったかだけでなく、そうした活動の結果、視聴者がどの程度満足したか、あるいは視聴者の視点から見てどのような成果をあげたかなどを、できる限り定量化し、公正かつ客観的に評価する。

評価委員会は、執行部とは独立した形で、公共放送としてふさわしい分析手法を検討し、評価する。執行部は、評価結果をNHKの今後の改革の重要な指標として事業運営に的確に反映させていく。

### 平成17年度の“約束”

- ◆ みなさまにお支払いいただく受信料にふさわしい、豊かで良い番組を充実します。
  - ・ 日本が直面する課題を的確に取り上げ、みなさまがその課題を考え、判断する上で材料となる番組を放送します。
  - ・ みなさまの生命・財産の危機に迅速に対応する緊急災害報道を充実します。
  - ・ 地域社会の発展に貢献する放送をします。
  - ・ 障害者、高齢者の方々に向けた“人にやさしい”放送を強化します。
  - ・ 日本の将来を担う子どもたちを健やかにはぐくみ、感受性豊かな知的好奇心にこたえる放送をします。
- ◆ みなさまに受信料制度の理解をいただき、公平負担の徹底を図ります。
  - ・ 多様で効果的・効率的な営業活動を展開し、受信料の確実な収納を推進します。
  - ・ 公平負担の徹底に向け、より公平で合理的な受信料体系の検討などの取り組みを進めます。
- ◆ みなさまとの結びつきをいっそう強化し、みなさまの声を事業運営に反映します。
- ◆ 不正を根絶し、透明性と説明責任を重視する事業運営を進め、信頼回復を図ります。
- ◆ 経費の節減を図り、効果的で効率的な事業運営を行います。
- ◆ 進歩するデジタル技術の成果をみなさまに還元します。
  - ・ より多くのみなさまがデジタル放送を受信できるようデジタル放送の普及・発展にいっそう取り組みます。
  - ・ みなさまの利便性を高めるため、デジタル技術の開発とこれを活用した新しいサービスの開発を進めます。

## 4. 「NHK新生プラン」公表後の視聴者のみなさまのご意見など

### 4-1 「NHK新生プランに関する世論調査」の結果（抜粋）

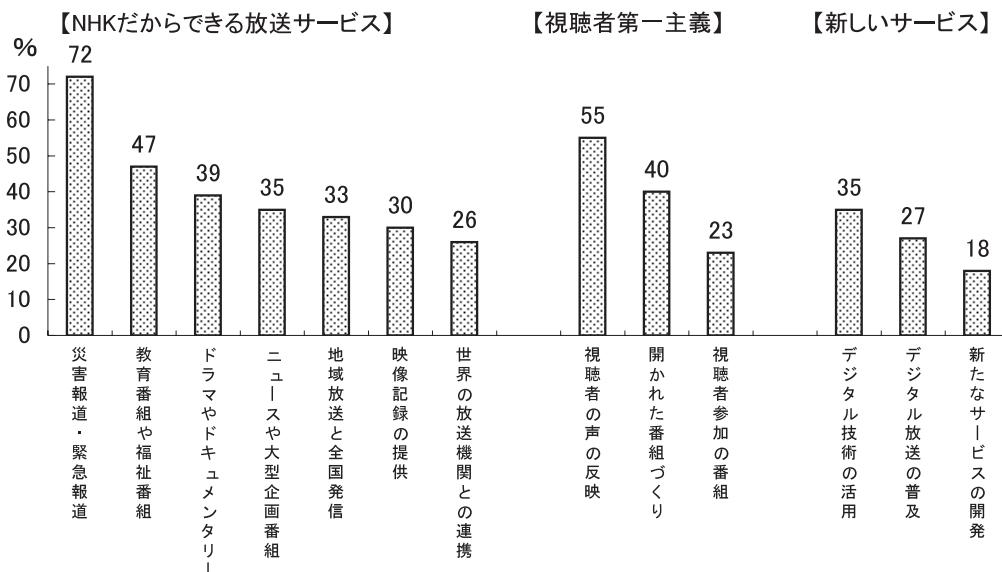
#### ◇調査の概要

1 調査目的	NH K新生プランに対する人々の意向を把握する。
2 調査時期	平成17年11月10日(木)～13日(日)
3 調査相手	全国の20歳以上の国民 2,000人（住民基本台帳から層化無作為2段抽出）
4 調査方法	個人面接法
5 調査有効数(有効率)	1,313人(65.7%)

#### ◇結果の概要

\*結果の数値はすべて、全体を分母としたものである。また、数値は小数第一位を四捨五入して整数で表示している。このため、図表中の回答の合計が100%にならないことがある。

#### 力を入れるべきこと（複数回答）

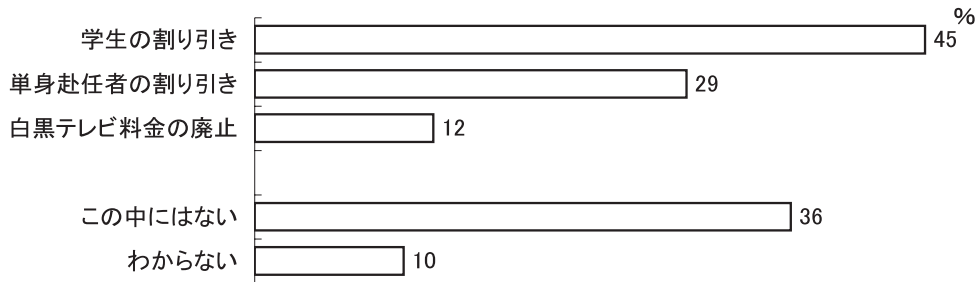


#### 【選択肢全文】

- 災害報道・緊急報道：いざというとき頼りになる、迅速で的確な災害報道・緊急報道をすること
- 教育番組や福祉番組：子どもたちを健やかにはぐくむ教育番組や、高齢者や障害者の暮らしに役立つ福祉番組をつくること
- ドラマやドキュメンタリー：心に響くドラマ、深く時代をみつめるドキュメンタリーなど、次の時代に引き継ぐ質の高い番組をつくること
- ニュースや大型企画番組：情報がはららんする中で、確かな指針となるニュースや大型企画番組をつくること
- 地域放送と全国発信：地域に密着し、地域社会の発展に貢献する地域放送と全国発信を行なうこと
- 映像記録の提供：国民的財産である貴重な映像記録の蓄積を生かす番組、サービスを提供すること
- 世界の放送機関との連携：世界の放送機関と協力・連携するとともに、日本の最新の動きと文化を世界に発信すること
- 視聴者の声の反映：視聴者の声を受け止め、それを反映させた番組づくりや番組編成をすること
- 開かれた番組づくり：外部の人材などの新しい発想や多様な視点を取り入れた、開かれた番組づくりをすること
- 視聴者参加の番組：視聴者が議論に参加し解決策を考えていく番組をつくること
- デジタル技術の活用：デジタル技術を活用し、誰もが等しく情報を得られる“人にやさしい”放送に取り組むこと
- デジタル放送の普及：地上デジタル放送、BSデジタル放送を普及させること
- 新たなサービスの開発：携帯電話でテレビを見たり、デジタル録画機に記録した番組を好きな時間に選んで見るなど、新たなサービスを開発すること



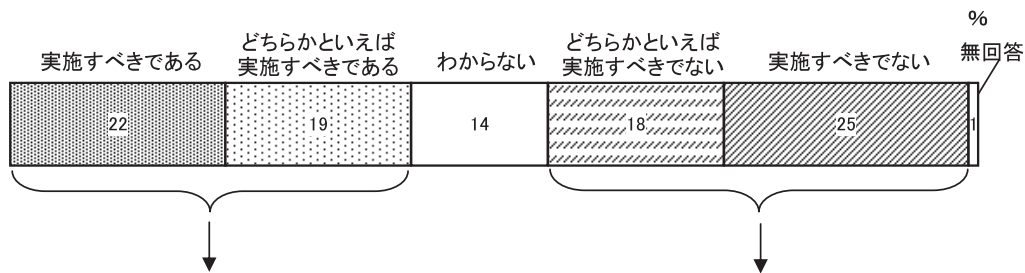
受信料額の見直し検討すべきこと〈複数回答〉



【選択肢全文】

学生の割引：1人暮らしの学生の受信料額を割り引く  
 単身赴任者の割引：単身赴任者の受信料額を割り引く  
 白黒テレビ料金の廃止：白黒テレビの受信料を、カラーテレビと同額にする

支払い督促の賛否



〈賛成の理由〉（複数回答）

- ・受信料の支払いは、法律で決まっていることだから …… 18 %
- ・不公平をなくすには、説得だけでは限界があるから …… 30
- ・督促の費用を差し引いても、受信料収入が増えると思うから …… 5
- ・これまでにNHKは、自らの力で受信料を集める努力を十分に行ったから …… 3
- ・これまでにNHKは、信頼回復の努力を十分に行ったから …… 2
- ・払っていない人への効果があると思うから …… 10
- ・その他 …… 1

〈反対の理由〉（複数回答）

- ・公共放送にふさわしい方法ではないから …… 13 %
- ・払わない人への法的措置の費用に受信料を使うのは、本来の使い方ではないから …… 13
- ・まず受信料の契約をしていない人に対して、法的措置をとるべきだから …… 5
- ・NHKは、自らの力で受信料を集める努力を十分に行ったとは思えないから …… 12
- ・NHKは、信頼回復の努力を十分に行ったとは思えないから …… 20
- ・払っていない人への効果があるとは思えないから …… 15
- ・その他 …… 3

支払い督促の賛否（受信料支払い有無別）

	全体	受信料支払い※	
		「あり」 (81%)	「なし」 (16%)
実施すべき（どちらかといえばを含む）	41	49	11
実施すべきでない（どちらかといえばを含む）	44	37	78
わからない	14	14	10
無回答	1	1	2

※自己申告による「自宅での受信料支払いの有無」

## 4-2 「NHKふれあいミーティング」におけるアンケート結果

### ◇アンケートによるご意見の総数

回答者 1,202人（実施期間：平成17年10月25日～12月2日）

### ◇新生プランの内容についてのご意見

#### 【“NHKだからできる放送”の追求】

- ・NHKが今後さらに力を入れるべきだと思うこと
  - 「迅速で的確な災害報道」 … 84%
  - 「デジタル技術を活用した“人にやさしい”放送」 … 63%
  - 「新しい発想や多様な視点による開かれた番組作り」 … 62%

#### 【組織・業務改革、スリム化の推進】

- ・スリムで活力ある組織作りに向けた施策について（「どちらかといえば」を含む）

- ①関連団体の再編成
  - 「実施すべき」 … 79%
  - 「実施すべきでない」 … 10%
- ②組織の統廃合
  - 「実施すべき」 … 77%
  - 「実施すべきでない」 … 12%
- ③職員の削減
  - 「実施すべき」 … 65%
  - 「実施すべきでない」 … 27%
- ④外部プロダクションとの競争
  - 「実施すべき」 … 61%
  - 「実施すべきでない」 … 28%
- ⑤放送時間の短縮
  - 「実施すべき」 … 20%
  - 「実施すべきでない」 … 69%

#### 【受信料の公平負担】

- ・受信料額の見直しのため検討すべき施策
  - 「一人暮らしの学生の割引」 … 62%
  - 「単身赴任者の割引」 … 44%
- ・受信料支払者の優遇のため実施したらよいと思う施策
  - 「イベントへの招待」 … 40%
  - 「公開番組の観覧の優先的な抽選」 … 39%
- ・民事手続きによる受信料の支払い督促の検討について（「どちらかといえば」を含む）
  - 「実施すべき」 … 58%
  - 「実施すべきでない」 … 39%

## 4-3 地域スタッフの営業活動時における視聴者のみなさまのご意向

### ◇意向把握したご意見の総数

8,977件（実施期間：平成17年10月～11月）

- ・民事手続きによる受信料の支払い督促の検討について（「どちらかといえば」を含む）
  - 「実施すべき」 … 43%
  - 「実施すべきでない」 … 27%

## 4-4 メール・電話などでお寄せいただいた視聴者のみなさまのご意向

受付期間 平成17年9月20日～12月20日

ご意見総数 32,246件

### ◇多く寄せられたご意見の内訳

<b>①放送サービスについて</b>	<b>7,287</b>
NHKだからできる良質の番組に期待など	1,780
放送の自主自律に関する意見	1,038
見たい番組がない、など番組への意見	1,131
テレビは民放で十分だ、などの意見	894
娯楽番組は民放にまかせるべき、などの意見	442
など	
<b>②経営姿勢と組織の構造改革について</b>	<b>7,002</b>
組織改革などの経営方針を支持する意見	666
具体的改革が見えない、など経営全体への意見	2,809
役職員の給与削減に関する意見	850
もっと人員削減をすすめるべきとの意見	583
番組の質が落ちるので人員削減に反対するとの意見	454
など	
<b>③受信料の公平負担と民事手続きについて</b>	<b>22,021</b>
公平負担の努力や民事手続きを支持する意見	2,036
民事手続きよりも体質改善、改革が先	4,469
民事手続きよりも未契約者への対策が先	1,903
民事手続きは公共放送にふさわしくない	1,441
民事手続きや訴訟にかかる費用負担に反対	358
スクランブル方式を導入すべき	3,645
民営化（CM導入）すべき	1,423
国営化すべき	350
割引や料金値下げなどに関する意見	1,282
支払い者の優遇に関する意見	667
など	
<b>④その他のご意見（「新生プラン」に直接関係のないご意見など）</b>	<b>6,189</b>

※「民事手続きには基本的に賛成だが、不公平をなくすためには、スクランブル方式を導入した方がよい」といったご意見には、1件の中に2つのご意見が含まれているので、それぞれの項目で複数カウントしている。

## 5. 視聴者のみなさまのご意向を反映した事例

平成17年4月以降、視聴者のみなさまのご意向を反映して改善した主な事例

### ○ 地震発生時の速報スーパー

地震発生時などに出す「速報スーパー」が、ニュース画面上の文字や震度情報、津波到達予想時間等と重なり見づらいとのご指摘をいただいたため、新しい「逆L字画面」を開発して速報をスーパーし、文字が重ならないように改善し、平成17年11月4日から運用を開始した。

### ○ 「紅白歌合戦」の観覧申し込み

「紅白歌合戦」は格段にお申し込みが多く、当選倍率も考慮して平成16年まで1枚1人の入場としていたが、ご家族とご覧になりたい方や地方から上京される方からの強いご要望を受けて、平成17年から入場券を1枚で2名様が入場できるようにした。あわせて、「当選は一人一枚」とさせていただくことで重複当選を抑え、なるべく多くの方にご覧いただけるようにした。

### ○ データ放送「円と株」

デジタル受信機をTV受像機のビデオ入力端子につないでお使いのお客様から、BSデジタル放送のデータ放送「円と株」の画面（黒背景に白文字）が見づらいとのご指摘を受け、平成17年5月13日以降、「白背景に黒文字」の画面へデザイン変更するとともに、文字サイズをやや大きくして見やすく改善した。

### ○ 天気予報

長野県にお住まいのお客様から「信州の複雑な地形に合わせて天気予報の地点を増やしてほしい」などの要望が寄せられたため、長野局では平成17年4月22日からポイント予報の地点を「1画面3地点表記で計12地点」から「1画面6地点表記で計29地点」に増やし、長野県内の気象情報を詳細にお伝えするようにした。

### ○ 「BS映画カレンダー」

平成17年4月、BSオンラインページのリニューアル（1週間単位でオススメ映画情報が一目で詳細にわかるように映画情報コーナーを改善）に伴い、「1週間より先の情報を見るのに手間がかかる」「印刷するとページ数が増える」というお客様からのご指摘があったため、5月27日、「BS映画カレンダー」を改修し、1～2か月分がまとまったスケジュール一覧表のページを見られるように改善した。

### ○ 連続テレビ小説「ファイト」

連続テレビ小説「ファイト」のオープニングで出演者の字幕文字が小さくて見づらいとのご指摘があり、平成17年5月9日放送分より文字を大きく見やすいデザインに改善した。

※ 視聴者のみなさまのご要望にお応えした事例や改善した事例をNHKのホームページで紹介している。<http://www.nhk.or.jp/css/kaizenjirei/index.html>

## 6. インターネットなどによる主な公開文書

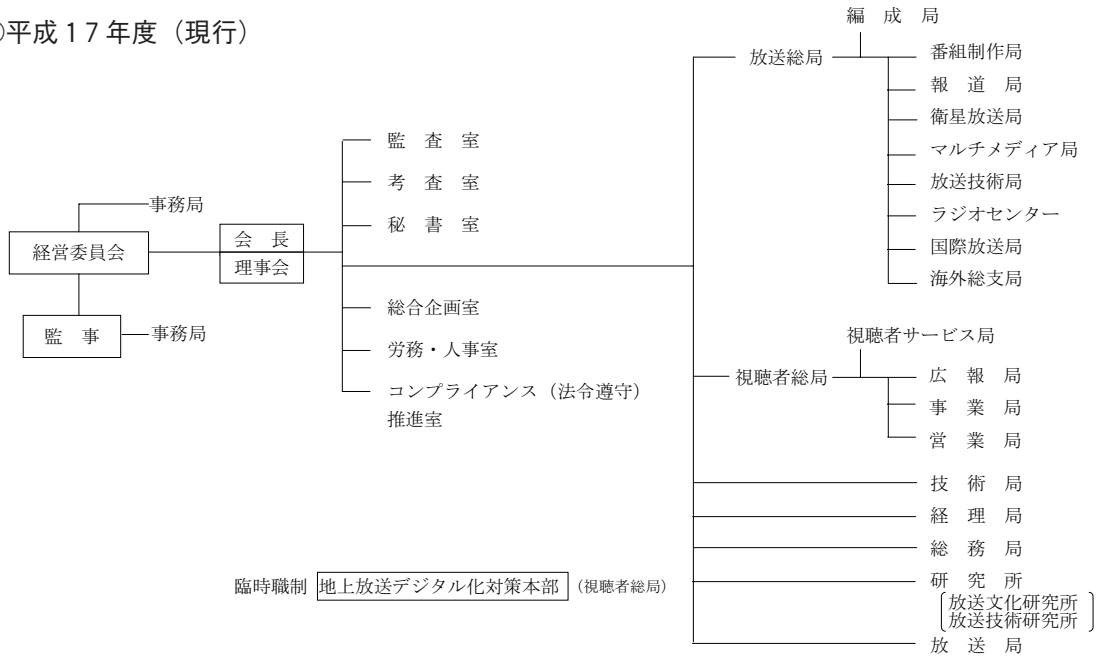
以下の文書を、NHKのホームページに掲載するほか、NHKの各放送局・支局・営業センターの窓口で閲覧できるようにしている。  
(平成18年1月1日現在)

経営全般	<p>経営委員会議事録</p> <p>予算書、決算書、連結決算報告書、業務報告書</p> <p>会長会見要旨・資料</p> <p>デジタル時代のNHK懇談会議事録</p> <p>環境報告書</p> <p>経理規程</p> <p>改革・新生の取り組み</p> <p>日本放送協会報(*)、NHKことしの仕事</p> <p>その他プレスリリース</p>
放送	<p>中央、地方、国際放送番組審議会議事概要</p> <p>国内、国際番組基準</p> <p>国内、国際放送番組編集の基本計画</p> <p>国内、国際放送番組編成計画</p> <p>各地方向け地域放送番組編集計画</p> <p>放送番組補完インターネット利用計画</p> <p>放送総局長会見要旨・資料</p> <p>全国個人視聴率調査、放送世論調査</p>
個人情報公開保護	<p>NHK情報公開規程</p> <p>NHK個人情報保護規程</p> <p>NHK情報公開・個人情報保護審議委員会規程</p> <p>情報公開の実施状況</p>
営業	<p>放送受信規約</p> <p>放送受信料免除基準</p> <p>放送受信契約数統計要覧(*)</p>
意向視聴者	<p>視聴者意向の業務への反映事例</p> <p>年間視聴者意向集約</p> <p>視聴者とともに・NHKふれあいミーティング</p>
業務委託	<p>業務委託基準、業務委託契約要領</p> <p>番組制作委託取引に関する自主基準</p>
子会社等	<p>関連団体運営基準</p> <p>関連団体の業務監査の結果について</p> <p>関連団体事業活動審査委員会規程、委員会の活動結果について</p> <p>NHKと関連団体との取引について</p> <p>子会社・関連会社の役員一覧</p>
その他	<p>「NHK倫理・行動憲章」「行動指針」</p> <p>「芸能番組制作費不正支出問題」等に関する調査と適正化の取り組みについて</p>

(\*) 印は、備え置きのみ。

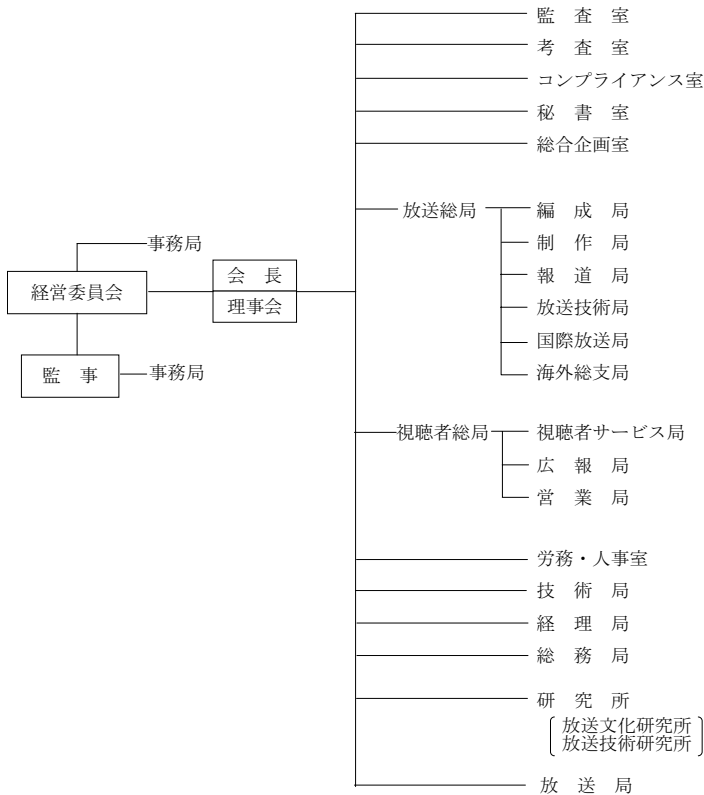
# 7. 組織図（平成17年度および平成18年度）

○平成17年度（現行）



（本部の「局」の数：26）

○平成18年度（予定）



※平成19年度、労務・人事室と総務局を統合する予定（本部の「局」の数：20）

## 8. NHKと子会社等の職員数（各年度末）

	NHK	子会社等※	合 計	主な事業展開
昭和54年度	16,795	1,566	18,361	
昭和55年度	16,743	1,647	18,390	(NHK要員削減開始)
平成元年度	14,616	3,099	17,715	衛星第1、第2 本放送開始
平成6年度	12,970	4,592	17,562	ハイビジョン実用化試験放送開始
平成7年度	12,918	4,669	17,587	ラジオ第1 24時間化 テレビ国際放送開始
平成8年度	12,859	4,758	17,617	
平成9年度	12,762	4,820	17,582	総合テレビ24時間化
平成10年度	12,581	4,911	17,492	FM24時間化
平成11年度	12,390	4,904	17,294	テレビ国際放送24時間化
平成12年度	12,192	4,896	17,088	教育テレビ24時間化 衛星デジタル放送開始
平成13年度	12,001	5,101	17,102	
平成14年度	11,815	5,824	17,639	
平成15年度	11,733	5,580	17,313	地上デジタル放送開始
平成16年度	11,697	5,545	17,242	
54～16年度 増 減	△5,098	+ 3,979	△1,119	

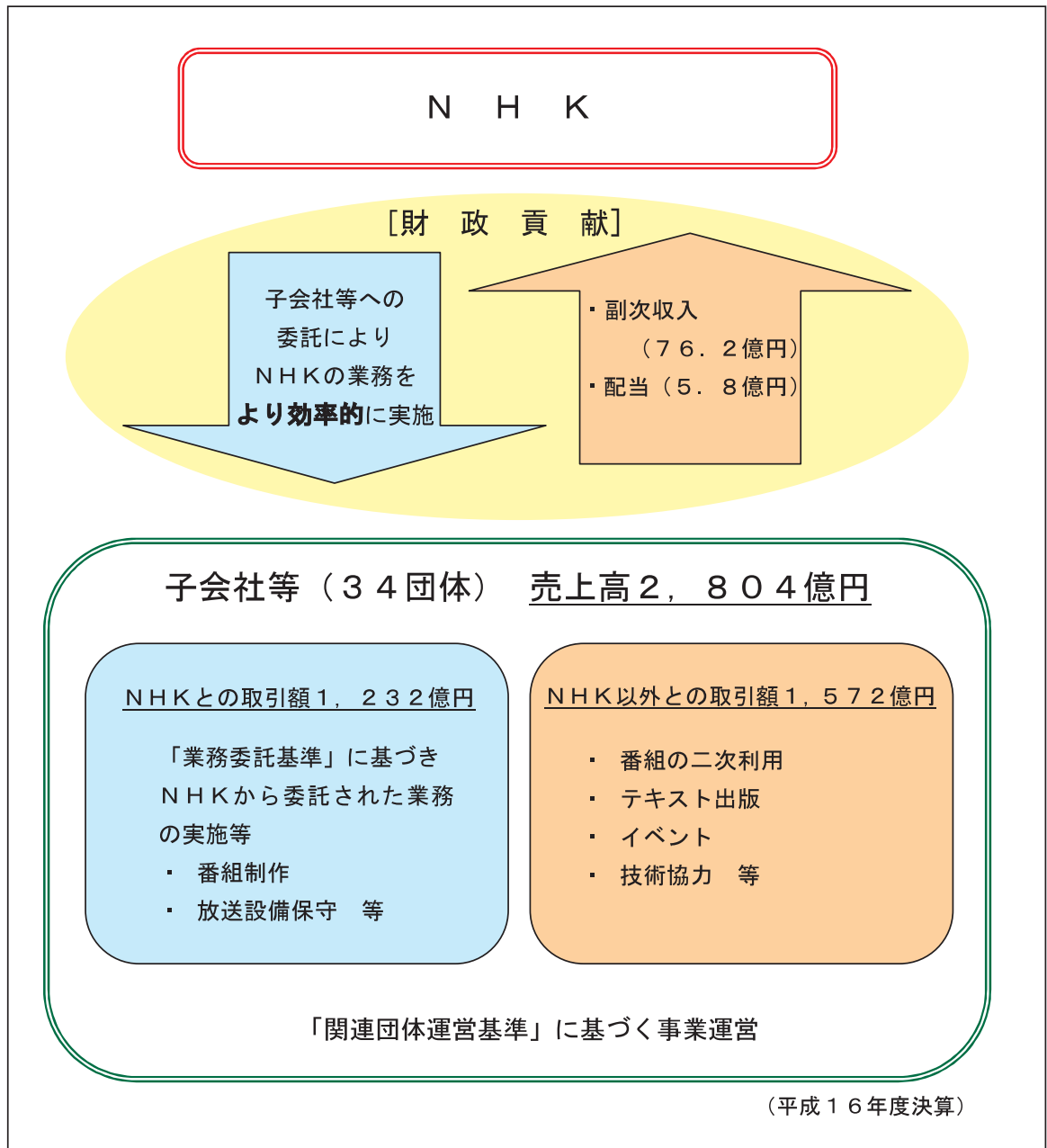
※ 平成13年度以前は、主要団体(直接出資する子会社および健保、共済会を除く関連公益法人等。13年度末27団体)。

平成14年度以降は、放送法および放送法施行規則に基づく「子会社」「関連会社」「関連公益法人等」の全て(16年度末36団体)。(＝関連団体運営基準で定めた団体)

## 9. 子会社等の役割

子会社等の役割

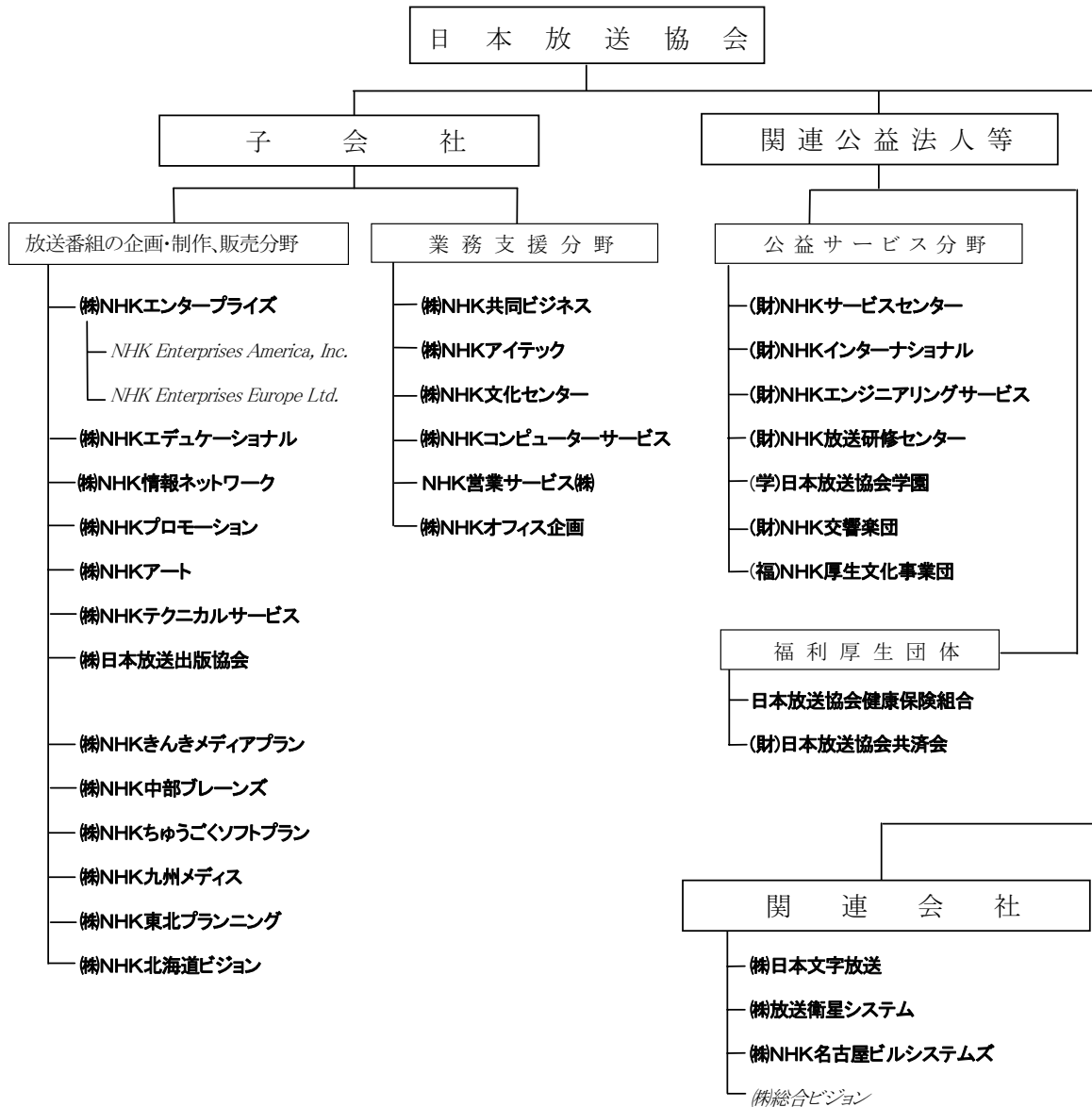
- ・ NHKの業務の効率的推進
- ・ NHKのソフト資産やノウハウの社会還元
- ・ これらを通じて経費削減や副次収入によるNHKへの財政的寄与・視聴者負担の抑制





# 10. 子会社等一覧

(平成18年1月1日現在)



- ・(株)は株式会社、(財)は財団法人、(学)は学校法人、(福)は社会福祉法人
- ・「子会社等」とは、子会社21社、関連公益法人等9団体、関連会社4社の計34団体の総称
- 子会社：NHK(および子会社または子会社が議決権の過半数を有する会社)
- 関連公益法人等：NHKの業務の一部またはNHKの業務に関連する事業を行っている公益法人その他の法人であって、NHKが出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務および事業の方針決定を支配しているかもしくはそれに対して重要な影響を与えることができる公益法人等
- 関連会社：NHKまたは子会社が議決権の20%以上50%以下を実質的に所有し、かつNHKが人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務および営業の方針に対して重要な影響を与えることができる会社
- ・細字で表記している団体は、NHKの直接出資のない会社

## 11. 放送受信契約の種別および受信料額、各種割引額

契約種別		支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
カラー契約	衛星系によるテレビジョン放送の受信を除き、地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を含む放送受信契約	口座振替等	1,345円	7,650円	14,910円
		訪問集金	1,395円	7,950円	15,490円
普通契約	衛星系によるテレビジョン放送の受信及び地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を除く放送受信契約	口座振替等	855円	4,890円	9,550円
		訪問集金	905円	5,190円	10,130円
衛星カラー契約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を含む放送受信契約	口座振替等	2,290円	13,090円	25,520円
		訪問集金	2,340円	13,390円	26,100円
衛星普通契約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を除き、衛星系によるテレビジョン放送の白黒受信を含む放送受信契約	口座振替等	1,800円	10,330円	20,160円
		訪問集金	1,850円	10,630円	20,740円
特別契約	地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域又は列車、電車その他営業用の移動体において、地上系によるテレビジョン放送の受信を除き、衛星系によるテレビジョン放送の受信を含む放送受信契約	口座振替等	1,005円	5,730円	11,180円
		訪問集金	1,055円	6,030円	11,760円

※沖縄県は、沖縄県の区域における受信料額の特例により、特別契約を除き別料金

### 口座振替等

- 口座振替：NHKの指定する金融機関に設定する預金口座、通常郵便貯金等から、NHKの指定日に自動振替によって行う支払いをいう
- 継続振込：NHKの指定する金融機関、郵便局等において、NHKの指定する支払期日までに継続して払込むことによって行う支払いをいう
- クレジットカード継続払：NHKの指定するクレジットカード会社との契約に基づき、クレジットカード会社に継続して立て替えさせることによって行う支払いをいう

### 訪問集金

NHKの集金取扱者への支払いなど口座振替等以外の方法による支払いをいう

○多数契約一括支払における割引額

衛星カラー契約、衛星普通契約または特別契約の契約件数の合計が10件以上である同一の放送受信契約者が、支払期間を同じくして口座振替または継続振込により一括して放送受信料を支払う場合は、契約種別ごとの全契約を対象に、口座振替等による放送受信料額から、下記のとおり割引をする。

ただし、衛星カラー契約の契約件数が97件、98件または99件である場合は、100件として算定する。

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に 1件あたりの割引額（月額）	
	衛星カラー契約	衛星普通契約 特別契約
50件未満	200円	90円
50件以上100件未満	230円	
100件以上	300円	

※沖縄県の場合、件数の算定は別基準

○団体一括支払における割引額

別に定める要件を備えた団体の構成員で、衛星カラー契約、衛星普通契約または特別契約を締結している放送受信契約者が15名以上まとめ、団体としてその代表者を通じ、口座振替または継続振込により一括して放送受信料を支払う場合は、訪問集金による放送受信料額から、下記のとおり割引をする。

契約種別	割引額
衛星カラー契約	すべての契約件数を対象に、契約件数1件あたり、月額250円
衛星普通契約	
特別契約	

○同一生計支払(家族割引〔学生〕〔単身赴任〕)における割引額(平成18年12月から実施)

学生または単身赴任者で、その通学または通勤のための住居に設置した受信機について放送受信契約を締結した者(対象契約者)が、口座振替等により放送受信料を支払う場合は、対象契約者またはその生計をともしする者が別の住居において放送受信料を口座振替等により支払うことを条件に、口座振替等による放送受信料額から、下記のとおり割引をする。

契約種別	割引額(月額)
カラー契約	445円
普通契約	285円
衛星カラー契約	760円
衛星普通契約	595円
特別契約	335円

※沖縄県は、沖縄県の区域における受信料額の特例により、特別契約を除き別料金

## 12. 昭和41年および55年の放送法改正案（受信料制度関係）

受信料制度に関しては、NHKとテレビ受信機を設置した人との法律上の関係をより明確にする観点から、放送法で受信料の支払い義務を定めることを内容とする法改正案が、これまでに二度国会に提出されている。

昭和39年、郵政大臣の諮問機関である臨時放送関係法制調査会（略称・臨放調）が、法律で直接に支払い義務を規定することが望ましいとの考え方を示した。

〈臨放調答申（昭和39年9月）〉

現行放送法は受信料の徴収と支払いの法律関係を「受信契約」の強制という形で表現しているが、「契約」の語を用いることは実際の法律関係を誤解させるおそれがある。このような擬制を行わないで、直接に支払義務を規定し、法律関係を簡明にすることが望ましい。

昭和41年、これを受けて郵政省は受信料の支払い義務についての規定を含む放送法の改正案を国会に提出したが、国会が他の法案などをめぐり混乱したまま会期末を迎えたため、放送法改正案は審議未了のまま廃案となった。

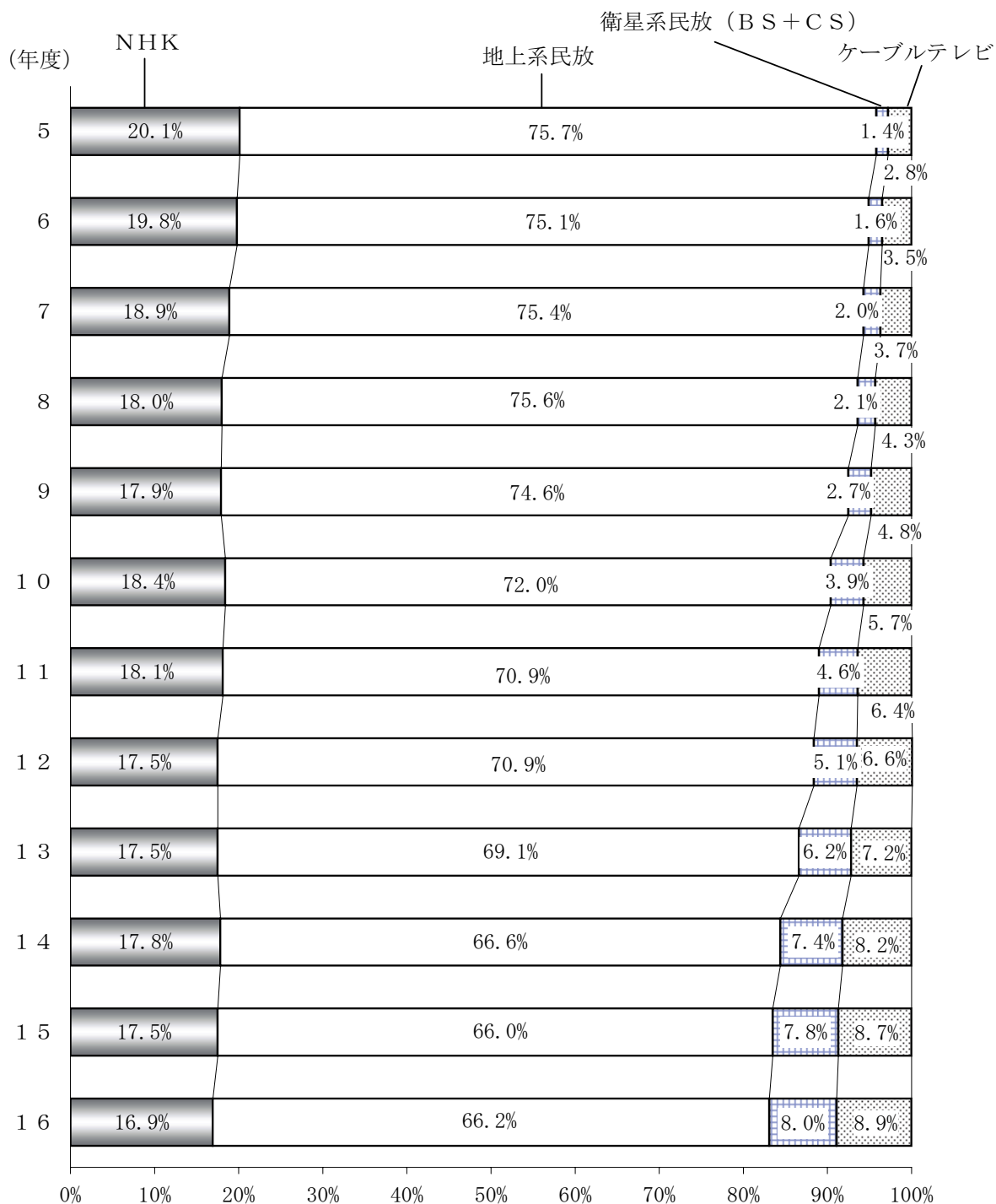
その後、昭和55年のNHK受信料の料額改定に際して、郵政省は受信料制度の基本を変えることなく、制度の趣旨をよりいっそう明確にする観点から、改めて受信料の支払い義務を明記した放送法の改正案を国会に提出したが、本格的な審議が始まる前に衆議院で内閣不信任案が可決され、衆議院が解散になったため、放送法改正案は審議未了のまま廃案となった。

	昭和41年改正案	昭和55年改正案
改正案の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>受信料の支払いの義務化</li> <li>〔テレビ受信機設置者の「受信契約義務」を「受信料の支払い義務」に変更。〕</li> <li>※「契約」という用語が、契約をしなれば支払う必要がないという誤解を招くことを回避</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受信料の支払いの義務化〔同左〕</li> <li>受信設備設置日等の通知の義務化</li> <li>〔テレビ受信機設置者の「受信設備の設置日等」のNHKへの通知義務を規定〕</li> <li>受信料の延滞金および割増金の法定</li> <li>〔支払いを怠った者からの「延滞金」の徴収および不法に支払いを免れた者等からの「割増金」の徴収を規定〕</li> </ul>
国会審議の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和41年3月、郵政省が放送法の改正案を国会に提出</li> <li>国会は他の法案などをめぐり混乱、同年6月に国会の会期末を迎え、放送法改正案は審議未了で廃案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和55年3月、郵政省が放送法の改正案を国会に提出</li> <li>同年5月、大平内閣不信任案が衆議院本会議で可決、大平正芳首相は衆議院を解散。このため、放送法改正案は審議未了で廃案</li> </ul>

# 13. 受信料体系の改定の推移

年度	受信料体系(契約種別・受信料額・支払方法)					放送サービスの推移						
昭和25年度	ラジオ 35円	25.6 放送法施行			(料金は月額)	28.2 テレビ本放送  34.1 教育放送開始 35.9 カラー本放送  43.1 カラー全国化 44.3 FM本放送  52.10 教育全面カラー  59.5 衛星試験放送  元.6 衛星本放送  12.12 衛星デジタル放送開始						
昭和26年度	ラジオ 50円											
昭和27年度		テレビ 200円	28.2 テレビ料金新設									
昭和29年度	ラジオ 67円 (3か月200円)	テレビ 300円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラジオのみ設置…ラジオ契約</li> <li>・テレビとラジオ両方設置…テレビ契約+ラジオ契約</li> <li>・テレビのみ設置…テレビ契約</li> </ul>									
昭和34年度	ラジオ 85円											
昭和37年度	契約乙 50円 (ラジオのみ)	契約甲 330円 (ラジオ・テレビ)	37.4 契約種別の変更									
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラジオのみ設置…契約乙</li> <li>・ラジオとテレビ両方設置…契約甲</li> <li>・テレビのみ設置…契約甲</li> </ul>									
昭和43年度		普通 315円	カラー 465円	43.4 カラー料金新設								
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・白黒テレビ設置…普通契約</li> <li>・カラーテレビ設置…カラー契約</li> </ul>								
昭和51年度		普通 420円	カラー 710円									
昭和55年度		普通 520円	カラー 880円									
昭和59年度		普通訪問 680円 口座 630円	カラー訪問 1,040円 口座 990円	59.4 口座振替料金新設								
平成元年度		普通訪問 700円 口座 650円	カラー訪問 1,070円 口座 1,020円	元.4 消費税加算								
				<table border="1"> <tr> <td>衛星普通訪問 1,630円</td> <td>衛星カラー訪問 2,000円</td> <td>特別訪問 1,040円</td> </tr> <tr> <td>口座 1,580円</td> <td>口座 1,950円</td> <td>口座 990円</td> </tr> </table>	衛星普通訪問 1,630円	衛星カラー訪問 2,000円	特別訪問 1,040円	口座 1,580円	口座 1,950円	口座 990円	元.8 衛星料金新設	
衛星普通訪問 1,630円	衛星カラー訪問 2,000円	特別訪問 1,040円										
口座 1,580円	口座 1,950円	口座 990円										
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星白黒テレビ設置…衛星普通契約</li> <li>・衛星カラーテレビ設置…衛星カラー契約</li> <li>・衛星のみ受信…特別契約</li> </ul>								
平成2年度		普通訪問 890円 口座 840円	カラー訪問 1,370円 口座 1,320円	<table border="1"> <tr> <td>衛星普通訪問 1,820円</td> <td>衛星カラー訪問 2,300円</td> <td>特別訪問 1,040円</td> </tr> <tr> <td>口座 1,770円</td> <td>口座 2,250円</td> <td>口座 990円</td> </tr> </table>	衛星普通訪問 1,820円	衛星カラー訪問 2,300円	特別訪問 1,040円	口座 1,770円	口座 2,250円	口座 990円		
衛星普通訪問 1,820円	衛星カラー訪問 2,300円	特別訪問 1,040円										
口座 1,770円	口座 2,250円	口座 990円										
				9.4 消費税率改定								
平成9年度		普通訪問 905円 口座 855円	カラー訪問 1,395円 口座 1,345円	<table border="1"> <tr> <td>衛星普通訪問 1,850円</td> <td>衛星カラー訪問 2,340円</td> <td>特別訪問 1,055円</td> </tr> <tr> <td>口座 1,800円</td> <td>口座 2,290円</td> <td>口座 1,005円</td> </tr> </table>	衛星普通訪問 1,850円	衛星カラー訪問 2,340円	特別訪問 1,055円	口座 1,800円	口座 2,290円	口座 1,005円		
衛星普通訪問 1,850円	衛星カラー訪問 2,340円	特別訪問 1,055円										
口座 1,800円	口座 2,290円	口座 1,005円										

## 14. 放送事業者の形態別収入シェアの推移



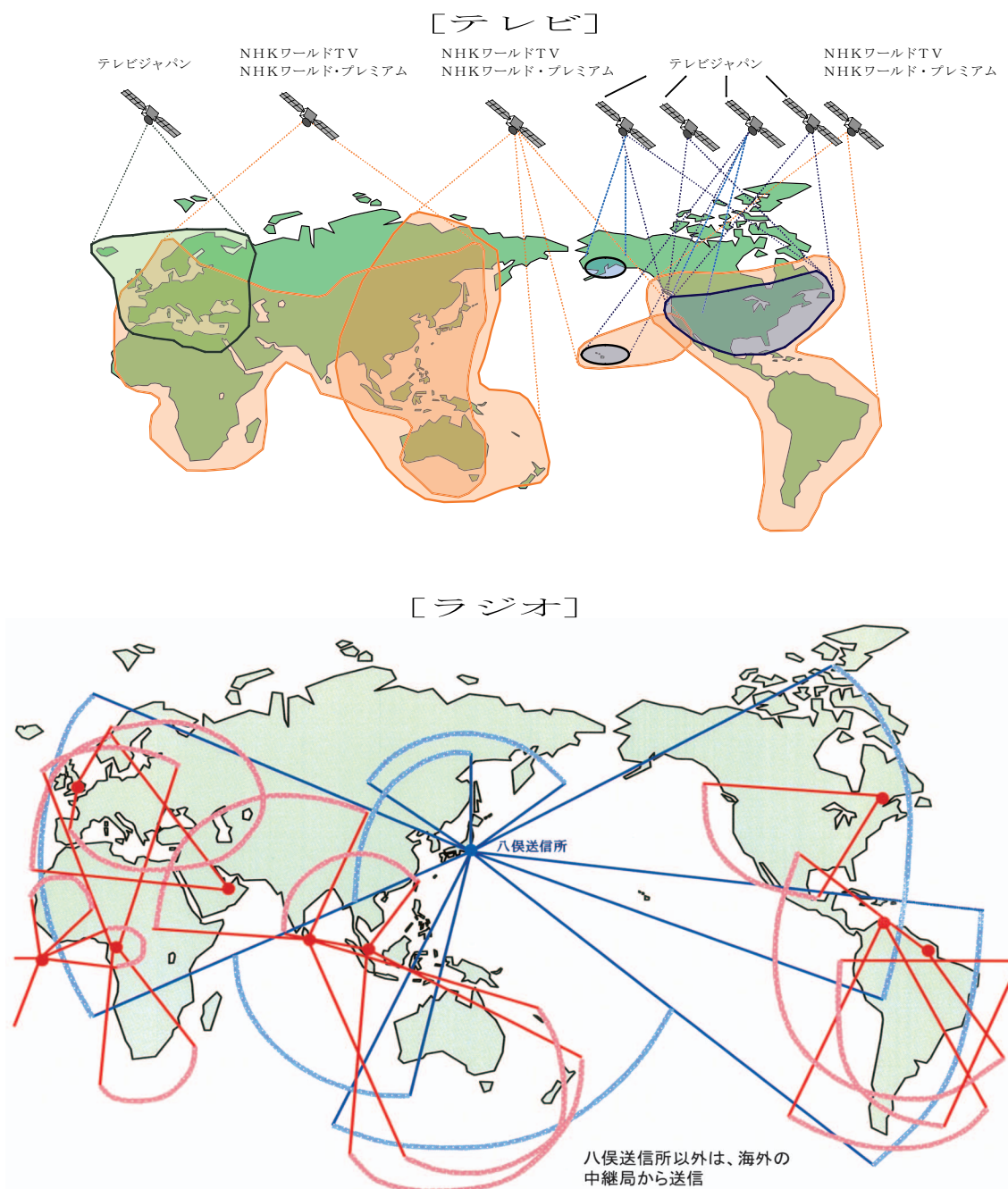
出典：総務省 情報通信白書、報道資料より

## 15. 海外発信の現状

テレビ国際放送「NHKワールドTV」：1日24時間放送。パラボラ・アンテナとチューナーを設置すれば全世界で視聴可能。視聴可能世帯数は約7200万。北米・欧州地域においては「テレビジャパン」（小型アンテナで受信可能）でそれぞれ1日約6時間程度（平成18年度）の放送を実施。

テレビ番組配信「NHKワールド・プレミアム」：通信衛星で24時間配信し、100の国・地域のCATV局・衛星放送局が放送。視聴世帯数は約1525万。

ラジオ国際放送「NHKワールド・ラジオ日本」：短波による放送で現在22言語で実施。全世界で聴取可能。推計聴取者数は約1200万人。



## 16. 世界の主な公共放送

		日本	イギリス
事業主体	名称	日本放送協会	BBC (英国放送協会)
	経営形態	特殊法人	公共事業体
法規	根拠法令等	放送法	国王の特許状および国務大臣との協定書 (民間放送は1990放送法、1996放送法、 2003年放送通信法で規定)
財政	事業収入	6,724 億円 【2005 年度予算】	38 億 3,580 万ポンド (約 7,786 億円/203 円で計算) 【2004 年度 (連結決算)】
	主な財源 (割合)	受信料 (96.3%) 交付金 (0.3%) 副次収入 (1.3%) 【2005 年度予算】	受信許可料 (77%) 商業活動収入 (17%) [主に出版、番組販売] 政府交付金 (6%) 【2004 年度 (連結決算)】
	受信料の位置付け	NHKの維持運営のため法律によっ て徴収権が認められた特殊な負担金	テレビ受信許可料(政府によるテレビ受信 の許可という性格)
	受信料額 (年額)	カラー：14,910 円 衛星カラー：25,520 円 【2005 年度】	カラー：126.5 ポンド (約 25,680 円) 【2005 年度】
	罰則、延滞金等	放送法には、罰則等の規定はない 放送受信規約で延滞金等を規定 〔支払いを3期分以上延滞した場 合は、2%の延滞利息を課す 支払いに不正等があった場合は、所 定受信料額の2倍の割増金を課す〕	無許可受信者は、1,000 ポンド(約 203,000 円)以下の罰金 罰金未納の場合は28日以下の刑務所収監 電器店、テレビレンタル業者には販売・賃 貸データの通報義務があり、これに違反し た場合、1,000 ポンド以下の罰金
業務	チャンネルの概要	地上・アナログ：テレビ2波、ラジオ 3波 地上・デジタル：テレビ2波 衛星・アナログ：3波 衛星・デジタル：3波 国際：テレビ・ラジオを実施	地上・アナログ： テレビ2波、ラジオ5波、地域放送、 ローカルラジオ 地上・デジタル： テレビ6波(8サービス)、ラジオ 11波(World Service(英語)の国内再送信 を含む) 衛星デジタル：テレビ29波 国際：実施 (テレビは子会社による独立 採算事業)
通信連携	インターネット等	本編参照	時事番組など一部のテレビ番組やラジオ 全波のストリーミングを実施。また、新サ ービスとして、自宅のパソコンで放送終了 後7日間、ほぼすべての番組をダウンロー ドして視聴する「キャッチアップTV」の 実験を実施中。



フランス	ドイツ	韓国
フランス・テレビジョン  〔他にラジオ・フランス (RF)、ARTE、TV5、ラジオ・フランス・アンテルナショナル (RFI)〕	ARD (ドイツ放送連盟) (傘下に ARD 加盟の 9 州放送協会) ZDF (第 2 ドイツテレビ) 〔他にドイチュラント・ラジオ (DLR)、ARTE、ドイチェ・ヴェレ(DW)〕	KBS (韓国放送公社)
全額政府出資の株式会社 傘下の公共放送機関の持株会社 (F2、F3、F5(ラ・サンキエーム)、海外領放送会社 RFO が傘下に入っている)	公共放送機関 ARD : 9 つの州放送協会と国際放送ドイチェ・ヴェレが加盟する連合体 ZDF : 全州が共同で設立するテレビ局	全額政府出資の放送公社
改正コミュニケーションの自由法	州放送協会設立法(16 州)、放送に関する州間協定 (2005 年改正)	放送法
34 億 6,440 万ユーロ (約 4,850 億円/140 円で計算) 【2005 年度予算】	ARD : 60 億 836 万ユーロ (約 8,411 億円) 【2004 年決算】 ZDF : 17 億 6,340 万ユーロ (約 2,468 億円) 【2003 年決算】	1 兆 2,491 億ウォン (約 1,498 億円/0.12 円で計算) 【2004 年決算】
受信料・政府交付金 (76.8%) 広告収入 (21.1%) その他 (2.1%) 【2005 年度予算】	ARD 【2004 年決算】 受信料 (82%) / 広告収入 (2%) その他 (16%) ZDF 【2003 年決算】 受信料 (86%) / 広告収入 (6%) その他 (8%)	受信料 (41%) / 広告収入 (50%) その他 (9%) 【2004 年決算】
視聴覚受信料という名称の税金	公共放送機関の利用料金ないし放送サービスに対する出資負担金	公営放送事業という特定の公益事業の経費調達に充当するために賦課される特別負担金 (1999 年憲法裁判所決定)
カラー : 116 ユーロ (約 16,240 円) 【2005 年度】	テレビ・ラジオ併用 : 204.36 ユーロ (約 28,610 円) 【2008 年末まで】	カラー 30,000 ウォン (約 3,600 円) 【2005 年度】
個人がテレビ所有に関して不正確な申告をした場合、150 ユーロ(約 21,000 円)の罰金 支払い義務違反に対しては強制徴収 通報義務を有する CATV、有料放送事業者が税務当局に不正確な加入者情報を提供した場合、15 ユーロの罰金	受信料を滞納した場合、地方自治体が強制徴収 1 か月を超える届出遅滞および 6 か月を超える滞納者に対しては 1,000 ユーロ(約 140,000 円)以下の過料	国税の滞納処分に準じた強制徴収が可能 (国の強制執行の代行が認められている) 放送法 66 条の規定により、 ・未登録者に対しては、1 年分の受信料相当額の追徴金を賦課 ・指定期限までに支払いがない場合は、滞納額の 5 %相当の加算金を賦課
地上・アナログ : F2・F3 がテレビ各 1 波、ARTE と F5 で 1 波、RF がラジオ 4 波+ローカルサービス等 地上・デジタル:アナログ再送信 4 波、新チャンネル 2 波 衛星・デジタル : 各局とも地上の再送信、フランス・テレビジョンは専門チャンネルに出資 国際 : TV5、RFI が放送	地上・アナログ : ARD はテレビ全国 1 波+州域 8 波、ラジオ 4-8 波 (州域) / ZDF はテレビ 1 波。DLR がラジオ 2 波 (全国) 地上・デジタル : 1 2 (地上および衛星無料放送波の再送信) 衛星・アナログ : ARD10 波、ZDF1 波、ARD と ZDF 共同の専門チャンネル 2 波、海外の公共放送との共同 2 波 衛星・デジタル : アナログ再送信、デジタル専門チャンネル ARD・ZDF 各 3 波 国際 : ドイチェ・ヴェレ (DW) が放送	地上・アナログ : テレビ 2 波、ラジオ 7 波 地上・デジタル : テレビ 2 波 移動体向け地上・デジタル (地上波 DMB) : テレビ 2 波、ラジオ 1 波、データ 1 波 衛星デジタル : 衛星デジタル放送のプラットフォームに、関連会社が運営する衛星専門 3 チャンネルと地上波 2 チャンネルを提供 国際 : テレビ、ラジオ
ニュース (キーワード検索機能あり)のほか、番組情報を提供。コミュニケーション自由法は、公共放送機関に対し、放送番組を充実・補完する新サービスの発展に努力する義務を規定。	ARD・ZDF : ホームページ上でニュースのストリーミングサービスほか、番組に関するサービスを提供。 州放送協会 : すべてのラジオチャンネルをインターネット上でライブ放送。	KBS 本体では、放送番組のストリーミングや VOD (ビデオ・オン・デマンド) を実施。子会社の KBSi を通じて、ドラマや芸能、スポーツなどの VOD サービスで 300kbps 以下の画質は無料、700kbps 級は有料で配信。

(NHK 放送文化研究所調べ)

## 17. 総務省「NHKのインターネット利用に関するガイドライン」

(平成14年3月8日公表)

総務省は、NHKが放送法第9条第2項第2号に規定する「附帯業務」として、放送の補完利用としてのインターネット利用を行う場合において、「附帯業務」の解釈指針（NHKのインターネット利用に関するガイドライン）を示している。ただし、災害・危機管理情報や選挙情報の提供、国際情報発信（外国語放送によるもの）のインターネット利用は、この指針の対象から除かれている。

「NHKのインターネット利用に関するガイドライン」より抜粋

### (1) 提供する情報の形態

提供する情報の形態については、1)協会が放送した番組（以下「二次利用」という。）、2)放送番組をより良く理解するための情報（放送番組の制作過程において入手した放送番組の素材及びこれを加工して作成される情報、以下「番組関連情報」という。）とする。

### (2) 規模

規模については、協会が行っているBSデータ放送の番組制作その他のインターネットによる情報提供と類似する業務の規模を参考に、年額10億円程度を上限とする。

### (3) 態様

放送番組ごとにホームページを作成することとし、二次利用、番組関連情報のいずれについても、当該放送番組の終了後（シリーズものの放送番組については、当該シリーズの終了後）1週間程度とする。

### (4) 分野

番組関連情報については、協会において、教育、福祉、医療、生活の分野から開始するものとする。

## NHKインターネット利用計画

NHKは、上記のガイドラインを踏まえ、毎年度「放送番組補完インターネット利用計画」を作成し、公表している。

「放送番組補完インターネット利用計画」では、規模（提供のための経費額）、態様（ホームページによる提供と提供期間）、分野（分野毎の提供する番組名）の各項目について定めている。

「放送番組補完インターネット利用計画」は、NHKのホームページ（<http://www.nhk.or.jp/>）に掲載しているほか、NHKの各放送局・支局・営業センターの窓口で閲覧できる。

まっすぐ、真剣。



N H K

R100

古紙配合率100%再生紙を使用しています。植物性大豆インキを使用しております。



〒150-8001 東京都渋谷区神南2-2-1  
<http://www.nhk.or.jp/>